

平成21年6月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成21年6月24日～25日

場 所 第3委員会室

平成21年6月24日（水曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第3号 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

○議案第7号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議案第13号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

○議案第14号 平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）

○報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第6号））

○報告事項

- ・県が出資している法人の経営状況について
財団法人宮崎県暴力追放センター（別紙17）
- ・平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
- ・平成20年度宮崎県公営企業会計（電気事業）
継続費繰越計算書（別紙19）

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・悪質・危険運転者対策（欠格期間の上限延長）
について
- ・公立学校の耐震化の状況等について
- ・損益勘定留保資金について

出席委員（8人）

委員 長 横田 照 夫
副委員 長 松田 勝 則

委員 中村 幸 一
委員 丸山 裕次郎
委員 中野 一 則
委員 中野 廣 明
委員 満行 潤 一
委員 新見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 相浦 勇 二
警務部長 橋本 昌 典
警務部参事官兼
首席監察官 椎葉 今朝邦
生活安全部長 横山 登
刑事部長 松尾 清 治
交通部長 中原 雅 男
警備部長 柄本 重 敏
警務部参事官兼
会計課長 日高 昭 二
警務部参事官兼
警務課長 上久保 岩 男
生活安全部参事官兼
生活安全企画課長 石川 義 英
刑事部参事官兼
生活安全部参事官 原 則 人
総務課長 湯地 幸 一
交通規制課長 桑畑 孝 徳
運転免許課長 大峰 俊 和

教育委員会

教 育 長 渡 辺 義 人
教 育 次 長
（ 総 括 ） 米 原 隆 夫
教 育 次 長
（教育政策担当） 黒 木 正 彦
教 育 次 長
（教育振興担当） 二 見 俊 一

総務課長	金丸政保
政策企画監	吉村久美子
財務福利課長	井上貴
学校政策課長	児玉淳郎
学校支援監	山本真司
全国高等学校総合文化祭推進室長	稲元雅彦
特別支援教育室長	瀬川健治
教職員課長	阿南信夫
生涯学習課長	興梠正明
スポーツ振興課長	川崎重雄
全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長	川井田和人
文化財課長	清野勉
人権同和教育室長	厨子透

企業局

企業局長	日高幸平
副局長 (総括)	弓削孝幸
副局長 (技術)	岡田義美
総務課長	橋口貴至
経営企画監	新穂伸一
工務課長	相葉利晴
電気課長	本田博
施設管理課長	白ヶ澤宗一
総合制御課長	山下雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂元修一
議事課主査	花畑修一

○横田委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ

しいでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。警察本部に来ていただきました。御苦労さまでございます。

それでは、早速、本委員会に付託されました議案等についての説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○相浦警察本部長 一般質問、大変御苦労さまでございました。本日、委員会ということで、また御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、執行部メンバーに一部変更を行いましたので、御紹介をさせていただきたと思います。従前、少年課長が出ておりましたけれども、少年課長にかわりまして刑事部参事官兼生活安全部参事官、振り込め詐欺対策の司令塔でございます原警視でございます。今後、このメンバーでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、本日の議案でございますが、7件でございます。まず、提出議案といたしまして、

「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」、「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、「平成20年度宮崎県一般会計補正予算の減額補正に係る専決処分を求める報告」、さらに、地域活性化・経済危機対策を実施するための追加補正予算を受けました「平成21年度宮崎県一般会計補

正予算」につきまして、御説明をさせていただきます。

そして、報告案件として、平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書関係、財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況、そして最後に、その他報告といたしまして、悪質・危険運転者対策ということで、欠格期間の上限延長につきまして説明させていただきたいと思っております。それぞれ関係部長から報告・説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○橋本警務部長 それでは、まず最初に、議案第3号の「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」(案)について御説明いたしたいと思っております。

平成21年6月定例県議会提出議案の9ページをお開きいただければと思っております。これは、新旧対照表が載っているだけでありますので、若干補足説明をするために資料1も用意しているところでございます。

警察のこういう内部組織の決まりでございますけれども、都道府県警察の内部組織につきましては、警察法第47条第4項により、政令で定める基準に従い、条例で定めることとなっておりますが、平成21年4月1日に警察法施行令が改正されまして、各県持っております警務部の所掌事務に、「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること」というのが追加されたところでございます。

今回の県の条例改正につきましては、これに対応いたしまして宮崎県警察本部の内部組織に関する条例、これは、宮崎県警の内部組織のどういう課を置くか、どういう部を置くのか、その部は何をするのかということを決めている条例でございますけれども、この条例の改正をすることにいたしまして、警察法施行令の改正に

おいて示されておりますとおり、所掌事務の一部を改正するというものでございます。具体的には、お配りしております資料の条例改正(案)のとおり、条例の第3条、ここに警務部の所掌事務が書いてありますけれども、この第5号におきまして、政令と同様、「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること」を追加するものでございます。

この被疑者取調べ監督の制度、今回、新たに追加する所掌事務でございますけれども、これは、昨今の取調べの適正化を図るという観点におきまして、警察組織の内部のチェック機能を発揮させることによりまして、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものでございます。具体的には、犯罪捜査を直接担当しない警務部門の警部以上の階級にある警察官が取調べ監督官となりまして、透視鏡やドアスコープなどを利用して、取調室の外部からの取調べ状況を目視するとか、そういった業務を4月1日から行っておるところでございますけれども、その事務を警務部の中にはっきりさせたというものでございます。

この条例の施行期日につきましては、条例公布の日といたしたいと思っております。これがまず1つ目の条例改正(案)でございます。

次に、議案第7号の「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。これは同じ冊子の31ページになります。具体的に特殊手当とはどんなものかとなりますと、警察官が、著しく危険、不快、不健康であり、または困難な勤務、そのほか著しく特殊な勤務に従事した場合に支給されるものでありまして、刑事作業手当、交通捜査作業手当、警ら作業手当、身辺警護等作業手当等々がございます。この条例に定めてお

ります手当の額につきましては、地方公務員法第24条の規定によりまして、本県では条例で定めているところでございます。県によっては、人事委員会規則等々で定めているところもあるように聞いておりますけれども、本県においては条例で定めておりまして、具体的にどういう額を定めるかといいますと、警察法の規定によりまして、警察庁の職員の例を基準として定めるといことが法律上の決まりになっております。

今回、条例改正をいたしますのは、国の人事院規則におきまして、いわゆる警衛等の手当に関しまして、秋篠宮文仁親王及び悠仁親王の身辺警衛の手当額が、これまで天皇または皇后、皇太子もしくは皇太子妃の側近警衛の手当より若干安くなっておりましたけれども、これを天皇と同じように、秋篠宮文仁親王等々の側近の警衛の手当につきましては、1日当たり1,150円に増額をするというものでございます。このような人事院規則の改正を受けまして、県の特殊勤務手当に関する条例におきまして、増額の手当てをしたいと考えておるのがこの条例改正の趣旨でございます。これまで640円であったけれども、これを宮崎県に秋篠宮文仁親王等々が来県された場合に、その警衛に当たる場合には1,150円の手当を支給させていただきたいというものでございます。これが2つ目の条例改正（案）の中身でございます。

なお、本改正の施行は、公布の日からを予定しております。

続きまして、3つ目の議案でございますけれども、同じ冊子の43ページになります。これは報告案件といたしまして、「専決処分の承認を求めることについて」ということでございます。これは、平成20年度宮崎県一般会計補正予（第

6号）の公安委員会関係の歳出予算に係るものでございまして、48ページの下の方に9警察費とございますが、この欄にあるとおり、警察管理費465万円の減額補正に係る承認をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、平成20年度中に退職手当が確定したことにより生じた不用額を減額補正するものでございます。職員の退職手当につきましては、定年退職者と自己都合による退職者の見込額によりまして、2月の補正の時点で調整を行ったところでございますけれども、その後、若干のこのような額の変動がございました結果、6月議会で、その減額補正に係る承認をいただきたいということでございまして、その額が465万円というものでございます。

続きまして、議案第13号の「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」（第3号）の公安委員会関係でございます。冊子が変わりまして、平成21年6月定例県議会提出議案、括弧書きで（議案第13号・第14号・第15号・第16号・第17号）と書いてあるものでございます。これの4ページでございます。

今回の追加補正予算に関しましては、警察としまして、地域活性化・経済危機対策交付金に資する事業を検討してまいったところでございます。県の財政当局等とも調整した結果、警察といたしましては、警察車両更新整備費及び信号機の新設工事整備費の総額5,909万円の補正措置をお願いしたいと考えております。今回の補正によりまして、補正後の警察費は、296億2,183万4,000円となります。

この予算額につきましては、恩給、退職年金などを含んだものでございますけれども、内容について御説明いたします。平成21年6月歳出予算関係説明資料第13号という、横にとじてあ

る資料を使いまして御説明いたします。この資料の135ページの上段になります。(款) 警察費、(項) 警察管理費、(目) 装備費ということで補正額は827万2,000円としております。これは具体的に何をするかというと、県が全庁的に公用車の更新整備を行うことに伴いまして、警察車両も、平成22年度に更新予定の警察車両のうち、使用頻度の高い小型警ら車、「ミニパト」と呼んでおりますけれども、こういったものを4台前倒しして整備をすることにいたしたいと考えております。このような計画的な更新整備によりまして、安全な運行を確保するとともに、低燃費の低公害車に更新することで、地球に優しい低炭素社会の実現にも寄与したいと考えております。

下段のほうは交通安全施設整備事業費として5,081万8,000円を計上しております。これにつきましては、平成21年度中にも設置が可能な7カ所を既に本予算でも信号機を整備することにいたしておりますけれども、それに加えて、さらに7カ所を追加して、5,081万8,000円の予算を計上するものでございます。御案内のとおり、信号機の新設というものは県民からの継続的な強い要望もございまして、整備をすることで、交通事故防止を一層推進することもできます。また、県民に直結する公共事業的な経済波及効果も期待できるところでありますので、このようなものを計上させていただいたところでございます。

最後に、私のほうからは、1件だけ報告をさせていただきますが、平成21年6月定例県議会提出報告書をごらんいただきたいと思います。これの192ページでございます。「平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」について御説明いたします。下から3行にありますとおり、警察

費については、3つの項目につきまして繰り越しを行ったところでございます。具体的には、交番、駐在所庁舎新築事業としての1,600万円、それから信号機等のデザインポール共架整備事業として1,367万9,000円、それから交通安全施設整備事業として2,400万円の3件でございます。この3件につきましては、本年2月の議会におきまして予算の繰り越し承認をいただき、いずれも、平成21年度に予算の繰り越しを行いまして、その状況につきまして、地方自治法施行令146条第2項の規定に基づいて本日御報告する次第でございます。

まず、交番、駐在所の新築整備事業としての1,600万の繰り越しでございますけれども、これにつきましては、平成20年度内に完成予定でありました都城警察署乙房駐在所の新築工事に関しまして、近隣住民との間で、設計に関する調整に若干時間を要しましたことから、平成21年度に繰り越しを行ったものでございます。この駐在所につきましては、5月末には完成をいたしまして、既に業務の開始を行っているところでございます。

また、信号機等のデザインポール共架整備事業としての1,367万9,000円の繰り越しでございますけれども、これにつきましては、道路管理者が行う電線地中化にあわせて、信号機の配線を地中化する事業でございましたが、平成20年度に予定していた道路管理者が行う工事がおくれたということがございまして、それにあわせて行う信号機の配線地中化事業につきましても、平成21年度に繰り越しを行い、本年9月の完成を予定しているところでございます。

最後の、交通安全施設整備事業につきましては、本年1月補正で信号機新設5基を予算措置したところでございますけれども、完成まで3

カ月ほどの工期を要しますことから、本年度に繰り越しを行った結果、本年4月中旬までにすべてこの5基については完成をいたしているところでございます。以上が、繰越明許費の計算書に関する御報告でございます。私からは以上でございます。

続きまして、刑事部長から、財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況につきまして、御報告いたしたいと思っております。

○松尾刑事部長 財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

6月定例県議会提出報告書の173ページ、財団法人「宮崎県暴力追放センター平成20年度事業報告書」をごらんください。御案内のとおり、宮崎県暴力追放センターは、県からの出捐金4億円、市町村からの出捐金1億円の5億円を基本財産としまして平成4年4月1日に設立されました。基本財産の果実収入、公安委員会の委託事業費等をもとに、1の事業概要に記載のとおり、「暴力のない安全で住みよい宮崎」実現のために、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動を推進しているところであります。

しかし、近年の超低金利時代の到来によりまして、果実収入が激減しましたことから、平成15年度までは、その不足分については県から補助を受けて諸事業を展開してきたところでございます。ところが、平成16年度から県の補助金が全額廃止されたこともありまして、広報活動費や人件費などを削減し対応したものの、いかんともしがたく、平成16年度と平成17年度の2年間は、基本財産の一部を取り崩して事業を行ってきた経緯がございます。しかし、平成18年度以降は、経費節減等の自助努力や寄附金等を得ましたことで、基本財産を取り崩すことなく事業を推進することができております。

次に、2に書いてございます事業実績でございます。暴力追放センターの行う事業につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる暴対法、暴力団対策法と呼んでいますが、この法に規定されておりまして、その主なものを申し上げますと、暴力追放のための広報啓発活動、暴力相談活動、公安委員会からの委託事業としまして、事業所に対する責任者講習、こういったものを行っております。

平成20年度は、これらの事業を積極的に推進し、資料に記載されておりますとおりの実績を残してきたところでございますが、特に広報啓発活動を積極的に展開させましたところ、暴力相談の受理件数が200件と、一昨年、平成19年が123件でございましたから、77件もふえるなど暴力追放センターの知名度アップとともに、暴力排除の機運高揚に資しているものと思っております。また、責任者講習におきましては、県の弁護士会民事介入暴力対策委員会の協力を得まして、弁護士による講演を取り入れるなどしまして、より実効のあるものにしております。

次に、177ページをごらんください。正味財産増減計算書が掲載されております。平成20年度の経常収益につきましては、基本財産運用益が573万7,041円で、これは基本財産の利息収入でございます。受取会費が359万5,000円で、これは、平成13年6月から導入いたしました賛助会員制度に基づく賛助会員199の団体・個人からの賛助金でございます。事業収入が453万6,000円で、これは暴力団対策法に規定されました県公安委員会からの委託を受けて行う責任者講習の受託収入でございます。補助金等が275万2,000円で、これは市町村の負担金でございます。受

取賛助金・寄附金等が21万2,000円ございますが、これは暴力団追放講話等行いました結果、事業所等からの謝礼や寄附金でございます。雑収益が3万4,122円で、これは基本財産外の普通預金、定期預金の受取利息であります。合計が1,686万6,163円でございます。

一方、経常費用につきまして御説明いたします。事業費が1,080万7,427円、管理費が703万1,753円で、これらの合計が1,783万9,180円になります。

したがって、経常収益と経常費用との差額であります当期経常増減額がマイナスの97万3,017円となります。これが当期一般正味財産増減額となりまけれども、平成19年度からの繰越金であります一般正味財産期首残高281万8,010円がございましたので、平成20年度の次期繰越収支差額は、一般正味財産期末残高の欄に記載してありますとおり、184万4,993円であります。

次に、179ページをごらんください。財産目録についてであります。資産の部は、現金預金が190万2,536円、基本財産で購入いたしました投資有価証券、定期預金等と退職給付引当資産の固定資産が5億91万7,425円で、資産の合計は5億281万9,961円であります。

負債の部でございますが、前受会費、預り金の流動負債が5万7,543円、退職給付引当金の固定負債が591万7,425円の、合計597万4,968円でございます。資産から負債を差し引きました正味財産が4億9,684万4,993円となっております。

次に、180ページをごらんください。平成21年度事業計画書について申し上げますが、基本方針、事業計画は前年度と同様でございます。本年も、暴力追放のための広報啓発活動、民間や自治体の組織活動の支援、暴力相談活動、事業

所に対します責任者講習の実施等を中心としました事業計画を立てまして、これらの事業を積極的に推進させることによりまして、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動のさらなる活性化を図っていくことといたしております。

次に、182ページの収支予算書でございます。事業活動収入といたしましては、基本財産運用収入が566万円、会費収入が360万円、事業収入が724万4,000円、補助金等収入が273万4,000円、雑収入が1万7,007円で、合計1,925万5,007円としております。

一方、事業活動支出につきましては、事業費支出が1,413万1,000円、管理費支出が620万9,000円の合計2,034万円としておりますが、先ほども申し上げましたとおり、暴力追放のための広報啓発活動や事業所に対します責任者講習の実施等の各種事業を展開させるために必要な事業費支出と職員給与等の管理費支出でありまして、厳しい財政状況を十分に考慮した上での予算でございます。以上、財団法人宮崎県暴力追放センターの平成20年度の事業報告及び平成21年度事業計画を報告させていただきました。この事業報告等は、去る5月28日に行われました第25回理事会において承認されております。

なお、公益法人制度の抜本改革に伴う新公益法人制度への移行につきましても、同理事会におきまして、議題の一つとして審議されまして、県公益認定委員会による認定を受けるために、今年度から諸準備に入ることも承認されております。

宮崎県暴力追放センターといたしましては、予算の効率的な運用とあわせ、経費等の節減に努め、平成21年度も暴力追放のための広報啓発活動及び暴力相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、暴力追放・暴力団排除活動の活

性を図っていく所存でありますので、どうぞ引き続き御指導、御協力をお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○**中原交通部長** それでは、悪質・危険運転者対策としての「運転免許の欠格期間の上限延長」について御説明をいたします。

お手元に資料2を配付しておりますけれども、説明の前に、恐れ入りますが、資料の訂正を1カ所お願いいたします。資料2の大きな2番目の(1)の表がございますが、この表の下から4段目「酒酔い運転・麻薬運転等」となっておりますけれども、これを「麻薬等運転」と「等」の字の位置をちょっと変えていただきたいと思います。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。本年6月1日から、「道路交通法の一部を改正する法律」、及び「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が施行されておりますが、その主な改正点は、酒酔い運転や救護義務違反、いわゆるひき逃げなどの悪質・危険な運転者に対する運転免許欠格期間の上限を延長すること、もう一点が75歳以上の高齢運転者の運転免許更新の際の「講習予備検査」を導入することの2点であります。本日は、今回の改正のうち、悪質・危険運転者対策としての運転免許の欠格期間の上限延長について、御説明申し上げます。

まず、1に記載しておりますが、改正の趣旨についてであります。運転免許に係る行政処分は、将来における道路交通上の危険を防止するために行うものであります。改正前の欠格期間は、上限が5年と規定されておりました。このため、例えば、危険運転致死罪に当たる行為をしたような場合でありましても、運転免許が取り消された後、最長5年の欠格期間が指定できるだけで、このような極めて悪質で危険な運

転者に対しましても、これ以上の処分はできませんでした。

そこで、悪質・危険な運転者対策といたしまして、道路交通の安全の確保を図るため、酒気帯び運転等の基礎点数を引き上げることによりまして、欠格期間の上限を延長する等、行政処分を強化したものであります。改正の要点は、2に記載しておりますが、大きく分けまして、悪質・危険な交通違反行為に対しまして基礎点数を引き上げたこと、運転免許の取り消し後の欠格期間の上限を5年から10年に引き上げたことの2点であります。悪質違反に係る基礎点数の引き上げにつきましては、2の(1)の表に記載しております。例えば、危険運転致死の場合、今までの45点から62点に、酒酔い運転の場合、25点から35点にそれぞれ引き上げられております。また、酒気帯び運転の場合、体内のアルコール保有量でありますいわゆる「示度」により点数が異なっております。示度と申しますのは、私どもの場合、呼気1リットルまたは血液1ミリリットルに含まれるアルコール濃度の値をミリグラムの単位であらわす量を使用しておりますが、本日は、呼気1リットルに含まれるアルコール濃度の場合で御説明をいたします。示度が0.25ミリグラム以上の場合、13点から25点に、示度が0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満の場合、6点から13点にそれぞれ引き上げられました。その他、救護義務違反、いわゆるひき逃げですが、改正前は、交通事故の場合の付加点数として23点が付されていましたが、改正後は、基礎点数として35点に引き上げられました。

次に、点数制度による免許の停止や取り消し処分ですが、その処分は、処分の対象となる事故や違反の日から起算して、過去3年間の点数

の累積により決定されます。その取り消し処分後の欠格期間の上限が5年から10年に改正されました。

行政処分の具体例を3に記載しておりますが、過去3年以内の免許停止等の、いわゆる行政処分の前歴回数や、交通事故の場合は、被害者の負傷程度や過失割合によりそれぞれ異なり、一律に申し上げることは困難でございますので、前歴がないと仮定した場合の具体的な例を幾つか説明させていただきます。

危険運転致死傷の場合ですが、改正前、欠格期間が一律5年のところを、改正後は結果の重大性、つまり被害者の負傷程度に応じて、死亡の場合が8年の欠格、治療期間が3カ月以上の傷害の場合7年の欠格と欠格期間が延長され、さらに、これにひき逃げが加わった場合、最長10年の欠格となります。酒酔い運転の場合は、改正前、原則2年であったものが改正後は3年の欠格。酒酔い運転で死亡事故を起こした場合は、改正前、5年であったものが改正後は7年の欠格。酒気帯び運転の場合は、示度が0.25ミリグラム以上は、改正前、停止90日であったものが改正後は取り消しとなり、2年の欠格。示度が0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満は、改正前、停止30日で、いわゆる短期の免許停止であったものが、改正後は免許停止90日となります。示度0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満の場合、改正後は基礎点数が13点となりましたので、この違反のほかに基礎点数が2点の一時不停止や、信号無視の違反等が1回あれば、点数が加算され15点となり、免許取り消しの該当となります。この場合、取り消しによる欠格期間は1年であります。

今回の悪質・危険運転者対策としての「運転免許欠格期間の上限延長」に関する改正は、平

成14年6月以来の改正であり、警察といたしましては、この法改正の趣旨や具体的内容等を広く県民の皆様に広報すべくマスコミ各社に広報を行いましたほか、県警のホームページにも概要を記載して、浸透を図っているところであります。今後は、あらゆる機会を通じまして、さらに広報啓発活動を行い、改正内容の周知に努めるとともに、飲酒運転の根絶等を図るなど、制度を厳格に運用して、飲酒運転の根絶等に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横田委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりましたが、一番最後にありましたその他の報告事項の質疑につきましては、後ほどお受けしたいと思いますので、まず、議案等及び報告事項についての質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

○丸山委員 議案第3号になると思うんですが、先ほど被疑者の取調べを適正に確保するということがあったんですけども、具体的に、何名がこういうところに配置されているのか。階級が全然まだわからないもんですから、どれぐらいの階級の人というのを、もうちょっと詳しく教えていただければありがたいと思っているんですが。

○橋本警務部長 取調べの現場は、まず、警察署にございますので、いわゆる警察署の警務課長といわれる方が取調べ担当官になりまして、その下に補助者という人が1名ないし2名ついて、各署の取調べを監督するという状況でございます。

階級的に申しますと、各署の警務課長というのは、大体警部クラスとさせていただければよろしいかと思っております。それに、補助者として警部補・巡査部長クラスの方が監督の補助に当た

るというような体制で各署やっておるところで
ございます。

これに加えて、各署を統括する本部といたしまし
ては、警視クラスの方に取調監督総務監とい
う新しい役職を設けまして、その下に警部1
名、警部補1名の3名を配置いたしまして、そ
こが各署の取調監督の統括を行っているとい
うところでございます。警察署は13署ありますの
で、13掛ける大体2から3くらいの数と、それ
から本部に3名の専従員がいると、本部の一番
トップは、警視クラスであるということござ
います。

○丸山委員 ということは、各署に2ないし3
名がいらっしやって、その方々は部屋も違
う……。全くわからないもんですから、その辺
もうちょっと詳しく教えていただきたいんで
すが、部屋とかですね。

○橋本警務部長 部屋といいますか、いわゆる
警務部という、内部管理部門でありますけれ
ども、そこの課長を取調べ監督官という形で指名
をいたしまして、その監督官が、各署の取調室
で行われている取調べを巡回をしながら、1日
数回程度、外部から透視鏡などを使いながら、
適正な取調べが行われているかどうかというこ
とをチェックしていると、こういった取り組み
をやっているところでございます。

○丸山委員 その適正な取調べをやっているか
どうかというマニュアルとか、チェックリスト
が実際あると理解していいのか、何かそういう
基本的な、何が適正かというのがありますので、
その辺も少し教えていただきたいと思ってい
るんですけども。

○橋本警務部長 何が適正な取調べかというよ
りも、むしろ何をやってはいけないのかとい
うことが実は決まっております、これにつま

しては、「被疑者取調べ適正化のための監督に関
する規則」という国家公安委員会規則がありま
して、この中にやってはいけない、いわゆる監
督対象行為と我々は呼んでおりますけれども、
そういったものが列記されているところござ
います。

具体的に申しますと、やむを得ない場合を除
き、取調べ中に体に接触すること、それから直
接または間接に有形力を行使する、いわゆる暴
力ですね。それから、ことさらに不安を覚えさ
せ、または困惑させるような言動をすること、
一定の姿勢または動作をとるよう不当に要求す
ること、それから、便宜を供与しまたは供与す
ることを約束すること、人の尊厳を著しく害す
ような言動をすること、こういったものがや
ってはいけないと明記されておりました、こうい
ったことが行われてないかどうかを外部からも視
認をしながら、チェックをしているということ
でございます。

○丸山委員 できれば、そういうペーパーを次
の委員会でもいいですから、ちょっと見させて
いただければありがたいかなと思っております
ので……。ありますか。

○橋本警務部長 実は、前体制でも御説明した
ことがございますけれども、規則という形で公に
なっているものでございますので、後ほどでも
御説明させていただければと思いますので、よ
ろしくお願いいたします。

○相浦警察本部長 済みません。実は、かなり
大きな制度だったもので、前の委員会メンバ
ーの皆さんのときに、一度取り上げて説明をし
ておりますが、確かに、このメンバーの先生方
には御説明してないものですから、前の資料で
ありますとか、そのときの説明のポイントだとか、
もし御希望があれば、いつでも参上したいと思

ておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○横田委員長 次の委員会を出していただければと思います。

○相浦警察本部長 そういう形にしますか。わかりました。

○横田委員長 では、次の委員会によろしくお願ひします。

○中野廣明委員 今、いろいろ冤罪の話が出ておりますけど、捜査するときにビデオを入れるとかいろいろな話が国会とかそういうところで出ておりますよね、可視化の問題。これね、私、今、興味があって、「鬼検事と言われて」とか、「国策捜査」とか、「佐藤優」とか、ああいうのを見るとほんと、捜査というのは、これは大変だろうなと思うんですけど。今、可視化の問題は、どこ辺まで進んでいるんですかね。取調べの証拠書類。

○相浦警察本部長 実は、取調べの可視化という用語はどういう内容を含んでいるのか、ちょっと論者によって差があるのかもしれませんが、巷間、おおむね言われておったり、あるいは民主党さんが法案を出されている内容を見ると、例えば、取調べの過程を最初から最後まで全面的に録画・録音をして、後々どういう取調べが行われたかわかるようにしようということのようでございます。

我々警察としては、終始一貫して、現在もそうなんですけれども、基本的にそういうやり方については、結論からいいますと反対をしております。取調べというのは、決して、「お前がやっただろう」「やってない」みたいな話ではなくて、これは、取調官により、取調官も人間ですから、いろいろなタイプがおりますけれども、取調官がみずからの胸襟を開いて、自分の人生観とか、自分の物の考え方みたいなものを話しながら、

その人が真の被疑者であれば、罪を認めさせていくというような行為をとります。その辺がかなり人間としてのやり取りがありますので、実は、取調べの内容そのものに当該取調官のデリケートな話が出てくるということもございまして、あるいは第三者に関してもかなりデリケートな話が出てくるというのは常にあります。そういうことまで含みおいた上で、後々何というか、ビジュアルになってしまっただけでは非常にまじいなと思っていますのと、これはちょっと特殊なケースでありますけれども、一般的には暴力団を初めとする組織犯罪の場合、より上部に伸ばそうということになりますと、ありていに言いますと、組織を裏切らせるようなことを認めさせるということで、かなりデリケートなやり取りを実は行っております。そういうこと等も含めまして、もし、そうした形での仕組みができると、少なくとも、日本における現在の司法制度手続を前提とし、また日本国の今日の治安を前提とした場合、かなり悪化をすると考えております。

他国でそういう仕組みをつくっているんじゃないかという話がよく出るんですけども、そもそも司法制度手続のあり方が根幹から異なっておりまして、警察に与えられている、例えば拘束時間も欧米だと非常に短時間でありまして、そういうところでの取調べというのは、私どもに言わせると取調べの体をなしてないんですね。要するに、認否を確認をした、否認なら否認、はいどうぞという、そんなことでは、私どもとしては治安維持できないということで、ずっと今の刑事訴訟法を前提に、嘗々と戦後60年かけて、今日の実務を築いてきているということもあります。刑事手続の中で、例えば、アメリカであるようないろんな免責の仕組みですね、ある

いは、通信傍受に関しても、欧米ではさまざまな技術の発達がありまして、そういうトータルの中で、どういうものを捜査機関等に付与をして、どういう司法手続を構築して、今日の治安が維持できるのか維持できないのかと、そういうことを含めて検討すべき案件だと思っております。

ただ、おっしゃるとおり、一つ、例えば足利事件のような、いわゆる冤罪と呼ばれるようなのがありますと、非常にショッキングな事件でありますし、この取調べは、実はどうなのか、全くわからないんですけれども、ただ、被告人とされた方には、何か御主張もおありのように報道を見ているとあります。そういうことがあるといろいろと、何といたしますか、それも人権という問題から非常にショッキングなことでありますし、我々としては、反省をしていかなくてはいかんとは思っているんです。いずれにしても、取調べの可視化ということに関しましては、私ども宮崎県警察のみならず、警察全体で、本省においても、基本的には治安維持という観点から、直ちに全面的なものについては、是認はできないということで臨んでおります。

○中野一則委員 関連ですが、管轄外になるんですが、同様の措置は検察庁もとられているわけですかね。適正を確保する措置というものの……。

○相浦警察本部長 検察は、特段やっております。

○満行委員 補正予算の信号機設置、道路標識、道路表示等整備費7カ所5,000万ということなんですけど、私たちもかなり今までも信号機設置については要望を申し上げてきました。1セット当たりかなりの金額と聞いていまして、何割もついてない状況があるんですけど、単純にこ

れで見ると、1カ所で700万ぐらいになっちゃうんですけど、もっと高いんだろと思うんですが、大体モデル的に1セットどのぐらいなのか、これは連携があったり、単独だったりいろいろ違うと思うんですけど、相場を教えてくださいなんですが。

○中原交通部長 委員がおっしゃられたとおり、場合によっていろいろございます。ざっくりとした言い方でいいますと感応式ですね、一番精度が高いやつで全感応。これで大体1カ所といえますか、1交差点800万ぐらいでございます。これがLED式を使いますと、また80万ぐらい高くなるんですけども、大体800万ぐらいですね。安いのは一灯式と申しまして、一方が赤点滅、一方が黄色点滅というような信号機がありますけど、これなんかになると随分安くなります。以上でございます。

○満行委員 暴力追放センターについてなんですけれども、正味財産で見ると、正会員受取会費、その真下に賛助会費となっているんですが、正会員というのは賛助会員と……、ちょっとここ、わからなかったんですが、その部分を教えてください。

それと、先ほどおっしゃいましたが、個人と団体の内訳もお願いします。

○松尾刑事部長 平成20年度でございますけれども、正会員、団体が158団体です。個人は41個人でございます。団体と個人の数でよろしゅうございますか。

○満行委員 正会員、受取会費ということで、内訳でまた賛助会費となっているんですが、正会員というのは賛助会員なんですかね。

○松尾刑事部長 正会員、賛助会員の意味でございます。

○満行委員 はっきりわからないんで……、ま

あいいんですが、158団体、41個人の特徴的な、
どういうところなのか、どういう個人なのか、
お願いします。

○松尾刑事部長 団体は、企業の方もございま
すし、自営業の方もございますし、いろいろさ
まざままでございます。また、個人も公務員、弁
護士の方、無職の方もいらっしゃる。これもさ
まざままでございます。

○満行委員 41個人という中には警察現職、退
職者というのは含まれているんですか。

○松尾刑事部長 退職者が含まれております。

○満行委員 警察の方、大変御苦労いただい
ていると思うんですが、これも一時期、経営が厳
しくて、500万ほど基本財産取り崩して今日まで
来ていらっしゃるわけですよ。かなり経営的
に厳しい状況にあると思うんですが、目的が暴
力追放なので相手が暴力団とか、地域でいろん
な啓発とか、非常に必要な事業だと思うん
ですよ。本来、警察がやるべきものを財団とい
うことで、もっと民間的な部分で広がりを持とう
ということやっていらっしゃると思うんです
が、なかなか予算というのは限りあるという説
明が先ほどありましたけれども、必要な予算と
いうのは、しっかり知事部局からでももらうと
いうことじゃないと、県民の生命と財産を守る
という趣旨の一つの財団法人になると思うん
ですよけれども、そのあたりはいかがなんでしょう
か。

○松尾刑事部長 予算的なもの、当初5億円と
いう基本財産で動くわけですがけれども、先ほど
の私の報告の中でも申し上げましたが、超低金
利時代ということで——最初は基本財産の中で
金利が非常によく、金利収入もありました。
また、賛助会員の収入もございましたし、県の
補助金収入もあったわけですね。ですから、非

常に予算的には恵まれてきたわけですがけれども、
だんだん財政状況が厳しくなって、16年度から
県の補助金もカットされました。我々としまし
ては、暴力追放に賛同してくださる方をより広
くお願いして、少しでもお金をいただくという
賛助会員の拡大、暴追センターの管理費等なる
べく削減していこうと、そういうことで16、17
は取り崩しましたけども、18年度以降は何とか
乗り切って、それで運営ができておるとい
う状況にございます。

○満行委員 私が今、お尋ねしたいのは、平成21
年度の予算も承認されておるといことなんで
すけれども、窮屈じゃないのかどうかですよ。ね。
本来の財団設立の趣旨がしっかりやれるのかと、
県の支出というのがゼロのまま目的を達成で
きる新年度予算になっているかということ
を部長にお聞きしているんですけど。

○松尾刑事部長 確におっしゃるとおりで
ございまして、我々は、ずっと県のほうにも補助
もずっと要求し続けてきておりまして、また、
今回も要求しなくちゃいけないだろうと。あと、
市町村の負担金というのがございまして、これ
もかなり少なくなってきたおるんですけども、
これらについてもまた御努力をいただきたい
ということをお願いをしていきたいと思いま
すし、加えてまた、賛助会費とか、いろんな寄
附金とかいったものを獲得できるように頑張っ
ていきたいということでございます。

○橋本警務部長 今、補助金と言いましたのは、
いわゆるたらずまいを補助する形になっている、
いろんな公益法人には県もやっておりますけ
れども、この暴力追放センターでいきますと、例
えば、182ページにありますとおり、収支予算書、
平成21年度予算額ですがけれども、この中の事業
収入、講習受託収入とございまして、これは実

は県費なんです。県が暴力団追放センターに業務を委託している費用でございまして、補助金という形じゃなくて、こういう形で使っている額というものも平成20年度は453万円、平成21年度は724万円ということで、補助金という形ではなくて委託費という形で、しっかりとした財政的な支援といいますか、財政的な対応を行っているというところがございます。平成21年度予算におきましても、このように増額で対応しているというところがございます。

先ほど満行委員からあった賛助会員の話ですけども、これは恐らく財産目録の正味財産増減計算書の書き方が余りよろしくないなという気はしますけれども、基本的には財団法人ですので、社団法人と違って正会員という考え方がなくて、むしろ賛助会員という考え方になります。いわゆる財団法人でいうところの会員というものは賛助会員であるという仕組みでございまして、ちょっとこれは整理の仕方が社団法人のやつとごちゃごちゃになっているなという気はいたしておりますけれども。以上です。

○満行委員 県から委託料として出ているということなんですけれども、本来、5億円の果実があって運営をし、県も補助金を出していた。その中で本来の目的を達成しようと思って、最大限頑張っていたいただいていたと思うんですね。もともと暴力追放というのは、これはもちろん警察だけじゃなくて、知事部局総務部の大きな業務でもあるわけですよ。だから、委託料として出ている。本来、県がやらなきゃならない事業を暴追センターにお願いをしているということなので、私は、それは当然のことなんだろうと思うんです。もともとの5億円の寄附というか、基本財産というのは、その果実でやってくださいという意味合いなので、それと今回も

また委託料というのは、確かに県費なのかもしれないけれども、また違うんだろうと思うんですよ。私が申し上げたいのは、この財団法人の暴追センターの目的がしっかり達成できるように、もちろん賛助会員とか、いろんな方々の浄財もいただくというのは、当然、私は財団である限り必要だとは思いますが、発足しても、目的というのがしっかり達成できるためには、果実がどんどん減っている現実、県財政が厳しくなっている現実はありますけれども、今、刑事部長がおっしゃったように努力をしていただいて、本来の目的が達成できるように予算を確保してほしいということを申し上げているわけです。

○松尾刑事部長 委員がおっしゃるとおりでございまして、引き続き、県のほうにも働きかけていきたいと考えております。

それから、なお、先ほどの個人会員ですね、現職も一部おりました。済みません。

○横田委員長 ほかにございませんか。

○新見委員 先ほど満行委員が信号機の件で質問いたしまして、我々委員も信号機の設置の要望をたくさん受けています。担当の方を通して信号機の設置要望をすると、積み残し件数というか、未処理件数がだんだんふえていっています。当然だと思うんです。私たち議員が個別に要望として、それを「警察内で対応してください」という投げかけをしたときは、きちっと、できないならできないということで、要望を受けた方に返すんですけど、地域の方々からいろんな形で上がってきた要望に対して、ここはもうできませんとかいう、バックはどんなふうになっているのか。

そしてまた、設置場所をどこにするかというのは、どういったところで決定されていくのか

お教えてください。

○中原交通部長 現在、設置要望があるのを我々が把握しておるのが大体県下で449カ所です。そのうちの約半分250カ所近くは将来にわたって、信号機を設置していかなければならないだろうと判断をしております。残りにつきましては、設置が現時点で不可能な場所、あるいは必要ないんじゃないだろうかと我々が判断しておるところがございます。ちなみに、数値的なことを申し上げますと、現在、県下に2,237カ所の信号機を設置しております。予算の関係もございませぬけれども、今後、毎年40基以上ぐらいの設置を考えております。そういうことで、要望が確かにございますし、それに追いつかないという現状もあるんですが、計画的に緊急性、必要性等々判断して努力していらっしゃるというのが実態でございます。

委員がおっしゃった地域の方から来た要望についてのバックでございますが、これはすべて管轄する警察署が実際に検討いたしまして、地区公民館長さんなり、区長さんなり、そういう代表者の方に、こういう理由ですぐにはつきませんと、将来、道路が改良されましてこういうことになれば検討いたしますというような形で、交通事故の実態、交通量、それから通学路を含んでいるか含んでないか等々総合的に勘案して、すぐ設置ができるのか、今はできないのかという返答はしておるところでございます。

○新見委員 もう一点、判断について……。

○中原交通部長 判断は、実務的には警察署長と本部の交通規制課長が協議いたします、現場も見ます。それで、最終的には、公安委員会の意思をもらいまして、設置をするというようなことでございますが、判断は、実務的には交通

規制課長、私、本部長で判断をしております。

○新見委員 何に基づいて……。

○中原交通部長 判断でございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたように、まず、事故の発生状況でございます。それから交通量、通学路等が関連しておるかどうか、それから住民の要望等を踏まえまして、緊急性、必要性の高い箇所から設置をしておりますということでございます。

○新見委員 要望元にバックされるときに、将来的には、設置が可能かもしれませんよという言い方をされて、それはそのまま未処理件数として残っていくから、積み残しがふえていくと。

○中原交通部長 そのとおりでございます。

○相浦警察本部長 ちょっとこれは言葉のあやですけれども、余り極端に期待感を持たせるようなことをして、将来、めどが立たないというのもこれもまずうございませぬので、物の言い方としては、確実に近々つくられるめどがあるならばつくることになりますでしょうし、なかなかシビアだということになれば、必要性は確かにありますねと、ただ、限られた予算の中でどういうふうになるのかというのは、もうちょっと見守ってもらえないかという対応にならざるを得ないと思うんです。

○中野廣明委員 信号機で、今まで従来のやつがついとして、新しいダイオードにかえているところもありますかね。

○中原交通部長 基本的には、新設するところにつきましては、委員がおっしゃったLEDで対応していくことにしております。信号機の移転とか更新、これにつきましてもLEDで対応していこうとしておりますけれども、何せ、予算が限られておりますので、全部というわけにはいきませぬ。現在、2,237カ所の信号機設置の

うち、約12～13%はLED化になっております。これも計画的に進めております。

○中野廣明委員 私が聞いたのは、そういうことじゃない。従来のやつがまだ使える、何も我々が使っておって不便を感じないようなやつが、いつの間にか今の新しいやつにかわっているところがあるんじゃないですかと聞いているんですよ。それは、寿命が来て、今のやつが全然信号機の体をなさんかったというんならわかるんですけど、何で新しいのにかえる必要があるのかなと……。

○中原交通部長 LEDの信号機は設置するときには高いんですけれども、その後のコストが安くなるということで、従来の信号機が耐用年数が来て取りかえようとしたときには、なるべくLEDに更新していくというようなことをございますので、委員がおっしゃったような箇所があるかとは思いますが。

○中野廣明委員 だから、それはわかるんですよ。数字でもって耐用年数が来たらぱっとかえるのかと、実際はまだちゃんと我々から見れば機能しておるわけですよ。逆に、耐用年数というのは何年ですか。

○中原交通部長 おっしゃる意図はよくわかったんですけども、使えなくなるまで使うという話ではなくて、大体信号機そのもの、信号柱を含めまして、耐用年数の基準は決まっております。だから、一応、15～16年のめどで見えておりますが、設置している場所等によっても早く信号柱が腐食するところもあれば、もつところもあるということをございますので、一律にとは申し上げませんが、一応、15～16年をめどに点検をして更新をしていきます。使えるところは、当然、使っていくということをございます。

○丸山委員 今回の補正予算の関係なんですけ

れども、経済対策を含めてということだったんですが、新しく5月に決まった14兆6,000億円には反映されてないと思ったほうがいいのか。といいますのは、国関係で交通安全対策費3,195億円という枠があったり、あと、治安体制の整備等に2,973億円という物すごく大きな枠が国のほうからはぼんとありますよという資料が載っているんですけども、大体宮崎県は100分の1と言われているものですから、そうしたときかなりの補正があるのかなと本会議場で申し上げたんです。県の財政当局に聞くと、まだ詳しい内容がわかっていないから、今回は間に合わなかったんではないかと聞かれたんですが、警察のほうも回間に合わなかったから、9月補正に上げるという感覚で思っているのか、それとも、この予算は宮崎県にはこれぐらいしか回ってこなかったという理解でいいのか、わかっていればちょっと教えていただきたいのですが。

○橋本警務部長 今回の6月補正予算につきましては、その14兆の話ではなくて、14兆の内数である、例の地方に配る交付金の2.2兆円とかだと思っておりますが、そのうちのさらに1兆円部分の補正だと我々は理解をしております。要は、まさに地方に配った1兆円の話です。1兆円、国のほうで予算をとって、そのうち1%、約99億円が宮崎県に交付されて、そのうちの今回お示しした5,000万といった額を警察関係として使わしていただくと、こういったような構造になっておるところをございます。

今、丸山委員がおっしゃった14兆円総枠の話ですけれども、確かに警察庁予算として、2千数百億という額がありますけれども、これは国費でありますので、国のほうで調達したパトカーとかいろんな資機材、それを国のベースで、県の予算化をしないで県のほうに配るというもの

もあれば、一部補助金という形になりますと、今度は県の財政でも対応しなくちゃいけなくなりますので、その分についてはまた9月補正とか、そういうタイミングがあれば、そういう形で乗っけていくということになるろうと思います。2千数百億の話についてはまだ具体的な事業の進捗が国のほうからおりてきてませんから、ちょっとまだ先が見通せませんが、いずれにしても、今回のやつは1兆円のうちの99億円、宮崎に配分されたうちの一部を我々のほうで要求させていただいたと、ほかの2千数百億につきましては、今後、国のほうが調達したものを我々が予算化しないでいただく場合もあれば、補助に対応して予算化していくものもあると、このような流れになると思っております。以上です。

○丸山委員 国のほうの全体の大きな金額が先ほど言いましたように、交通安全対策であれば、県土整備部担当かもしれませんし、治安のほうでいうと2,900億という大きな金額が出ているものですから、宮崎県として、治安の情勢をもう少ししっかりやりたいという、いろんな御要望があると思っております。我々も聞いておりますので、それには早く本省といいますか、上のほうにどういう状況なのか、早く取り組まなくちゃ意味がないかなと思っているものですから、その辺はしっかりと対応していただければありがたいかなと思っております。

あと、もう一点細かいことなんですけど、低公害車のミニパトを4台買うということだったんですが、今回、補正関係でエコポイント制度、これが多分つくような気がするんです。今後、警察本部として、これをどういうふうにご利用される予定でしょうか。細かいことで申しわけありません。

○橋本警務部長 今回、購入しようとする車の

選定もまだ終わっておりません。当然入札で入れることになりますので、車はどんな車を入れるか、大体仕様はありますけれども、まだ具体的にどの車種のどんな車と決めているわけでもございませんし、車そのものが直ちにエコポイントの対象だったかどうかというのは、私は承知しておりません。仮に、エコポイントがついたといたしましても、県の財産の部分ですので、それは県の統一的な形で何らかの活用をされるのであれば、全庁的に検討されるものではないかと考えております。

○丸山委員 全庁的な取り組みになるとは思いますが、できれば環境に優しいということを今後重視しないといけないと思っておりますので、エコに特化したもの買うとか、グリーン購入法というのがありますので、そういうふうに使えるのか、全庁的に県のほうでも——総務課のほうでも今度車を新しく先に更新するというのも聞いておりますので、連携をとりながら協議していただければありがたいと思っております。

○中野一則委員 また、もとに戻りますが、信号機の件で、先ほど2,000を超える信号機があるということでした。管理が大変だと思いますけれども、耐用年数更新の話がありましたので、2点ほど要望というか、聞きたいわけですが、信号機というのは、赤、黄、青ですよ。青は昔は緑だったんですが、あれはダイオードか何かの関係で、かなり青になってきているとは思いますが、いまだにまだ緑の信号があるのかどうかということと、あれば、早く青にかえてほしいなということ。

もう一点は、右折をスムーズにするために、対向の信号が早めに赤になりますよね。ところが、一方側のほうは、相手方対向のほうに赤に早くなったというので躊躇してしまうんですね。

結果的に、向こうがとまったから右折をしていくということになるんですが、あの信号は青の矢印に変更しないとどうも迷うというのが多々あるんですね。私の市内も一番大きな交差点がそういう信号なんですけれども、何回も通るけど自分で躊躇するところがあるんですが、どうかならんもんでしょうか。この2点です。

○中原交通部長 まず1点目の、灯火の色でございますが、これは決まっております、赤、黄、青といたしますか、実際は緑なんですけれども——*緑色と決まっております。委員、おっしゃるのは、今、全部青色になってきているんじゃないかという御質問……。

○中野一則委員 はい。まだ緑が残っていないかということ。あれ、緑でもよかったんですか。

○中原交通部長 私は、今までずっと緑とおっしゃるんですけども——青です。法律上は青でございます。規制課長に……。

○桑畑交通規制課長 今、青、緑の話がありますけれども、文献の話なんですけれども、依然、緑という表現を使っておったそうです。実際は、昔は緑の色があったみたいなんですけれども、日本人の感覚として、青という表現がいいということで、青という表現になったそうです、青と緑の差はですね。

○中野一則委員 青という概念ですよ。緑であつても青という表現でいいということで、仮に緑があつても青信号という……。

○桑畑交通規制課長 以前は緑というのがあったそうなんですけれども、先ほど言いましたように、日本人の感覚としては青ということで、アメリカあたりでは、最初やっぱり緑のあったそうなんですけれども、日本に入ってきて、その後、青という表現のほうが日本人の感覚としてはいいということで、今の赤、青、黄

になったそうです。

○相浦警察本部長 お答えになるかどうかわからないんですけど、一応、法律上は、信号機は赤、青、黄色ということで、青と書いてあるんですね。ただ、その青という法律上の意味が何をもって青と指すかとは書いてないんですね。ですから、恐らく色の評価の問題になりますけど、確かに、私にも昔のやつは緑にしか見えませんが、あれも含めて、あるいはほとんど最新式のLED式のものを含めて、総じて青だということで整理しているんだと思います。要は、視認性の問題で、赤でも黄色でもなくて、要するに、通行可であるということに意味がありますので、青ということで御理解いただければなということになるわけでございます。

何か不都合があればですが、いずれにしても、赤と黄と違う、青から緑色にかけてのやつも青と称していると、技術的にできるだけブルーに近づけているかどうかということまでちょっと私もよくわからないんですが、緑から青に関しては、とりあえず青として運用させてもらっております、何か不都合がありましたら御質問いただければと思うんですけども。

○横田委員長 時間の都合もありますので、ぜひ、それで御理解いただきたいと思います。

○中野一則委員 私が、こういう質問をしたのは、先ほど、耐用年数がまだあつても早く更新されるような話をされたもので、仮に、緑の信号があれば、青に近いものに早くかえてほしいなという気があつていたしてみました。他意はありませんので。

○中原交通部長 2点目の御質問ですけども、委員、おっしゃっている交差点がちょっと具体的にわからないのですが、青色の矢印がついて

※このページ左段に訂正発言あり

右折するという交差点と理解してよろしいのでしょうか。時差式の交差点なのでしょう。時差式の信号機の交差点を矢印の信号機にかえてくれないだろうかというお話ですかね。

○中野一則委員 平たく言えばそういうことですが……。

○中原交通部長 確かに、おっしゃるように、時差式の信号機は、相手側がとまるものですから、右折が可能になりますよという話ですが、自分が行っていかどうかというのは躊躇されますですね。確かに、そういうことはありますから、現在、我々としては、右折レーンがとれるところであれば右折矢印ですね、右折可の矢印で出る信号にかえていっております。よろしいでしょうか。

○中野一則委員 特定な場所を言いませんでしたが、えびので一番大きい交差点というのは、飯野の亀城交差点だと思うんですが、そこは確認してほしいなと思います。

○丸山委員 暴力追放センターのことについて再度お伺いします。どう理解したほうがいいのかなんですけれども、相談件数が前年度比77件ふえて200件になったというのは、相談することがふえたほうが認知度は上がってよかったと思ったほうがいいのか、逆に、暴力団の介入がふえたと悪い方に思ったほうがいいのか、どちらの認識をしたほうがよろしいでしょうか。

○松尾刑事部長 暴追センターがいろいろ広報啓発等やったおかげで、広く一般の方々に暴追センターというものを知っていただいて、それで一応相談がふえたと、我々はそういう認識をいたしております。

○丸山委員 ということは、基本的には警察のほうに行かれていて、暴追センターにはこれまで余り来なかったという認識でよろしいんで

しょうか。

○松尾刑事部長 暴追センターに相談がふえてきておるということは、暴追センターの知名度が上がったのかなと思いますし、警察にはもちろん来ます。それから弁護士さん等のところに行かれる方もいらっしゃるのではないかと思います。我々としましては、暴追センター、警察等、それから先ほど言いました民事介入の弁護士さん等とタイアップしております、いわゆる民暴研究会とかいったものも立ち上げておるんですけれども、そういった横の連携をよくとっておりますので、どこにいったい来て、どこに少ないということはあえて認識しておりません。弁護士さんのほうに来れば、弁護士さんのほうからまた暴追センターにも来るし、そういう認識はしておるんです。

○相浦警察本部長 センターの相談になりますので、警察の相談と典型的に質的に違いますのは、明らかに刑事事件の成立が予想されて、これは警察みずからの与えられた権限で対処することがふさわしい事案というのは警察相談により対処します。センターの相談は、むしろそうでないところ、特に、民事系の対応で弁護士さんたちのアイデアが生きるような世界だと思うんです。したがって、相談内容によっては、センターに行って弁護士さんに相談してもらったほうが良いというケースもありますし、一たんセンターで聞いて、それはすぐ警察へ行けということも当然あり得ると思いますので、厳密にいうと、センターの数の増減だけでどうこう評価するのは、ちょっと手前みそになるのかもしれない。

いずれにしても、私どもの認識としては、まだまだ暴力団によるいろんな犯罪や不当な行為は潜在化していて、多くの方が悩み苦しまれて

いるであろうと思っておりますので、相談件数は、多いほうが良いと思います。

○丸山委員 相談の質が違うということですので、わかりました。

あともう一つ、177ページの寄附の額が前年度が710万とかなり多かった、しかし、当年度、平成20年度は寄附が21万ということで、かなり差が激しいものですから、この辺の寄附のお願いの仕方というのがどうなのかと、公益法人——経営シート、別なシートがインターネットで報告されている中に、賛助会員の拡大をやっていて、この法人の財政基盤強化をやってくださいということも書いてあるんですけども、その賛助会員をふやすやり方はどういうふうに行っているのかをお伺いしたいのですが。

○松尾刑事部長 最初に、710万というのを御説明いたします。これは日本法律扶助協会が法テラスのほうに移管いたしまして、そのときに協会で持っておられましたお金を暴追センターに寄附していただいたということで、これは突出した額で、一時的な寄附による増ということでございます。

賛助会費の募集につきましては、例えば、責任者講習とか、いろんな地区の協議会等々とタイアップしました不当要求の防止の研修会とか、いろんなところに暴追センター等が出かけて行って、強要・不当要求等の対応要領とか、暴力団の現状とか、いろんなことを説明して回ります。そのときに賛助のお願いをしているということでございます。

○丸山委員 賛助会員になる適正な団体とか、そういう基準があるのかと、一団体幾ら、一口幾らなのかというのちょっと教えてください。

○松尾刑事部長 適正な団体とかとなると、規定的なものちょっと見当たらないんですけど

も、暴力団が賛助会員になるということはずがないと思うんですけども、そのあたりはやはり見きわめをしながらしていくことになろうと思います。

それから、団体は一口1万円、個人が一口5,000円ということでお願いをいたしております。

○丸山委員 公社等経営評価シートの中に、平成20年度の公社等の見直しとして、県職員派遣の適正化を検討するという項目が掲げてあるんですが、どういう検討をされたのかお伺いしたいのですが。

○松尾刑事部長 暴追センターの中にとということでございますか。

理事で県の総務部長が非常勤で1名入っております。

○橋本警務部長 恐らく平成20年度ごろに行った例の各公社等々の見直しの話だと思いますけれども、派遣の見直しということで、恐らく事務局に県職員の云々かんぬんを派遣することの是非みたいな議論ではなかったかと記憶しておりますけれども、現在、暴力追放センターに事務局長だけがOBで行っておりまして、それ以外、現職出向みたいな形では特にやっておりませんので、ちょっとその指摘が何であったのかということは、にわかにはよくわからないんですが、ただ、現実問題を申せば、事務局内に現職等々含めた人間をこの運営に、出向という形なり何なりという形で当たらせているという事実はないということでございます。

○丸山委員 これはインターネットで公開されている公社等経営評価シートの中に書いてあったものですから、どういう検討をされたのかなど。人件費等は必要だと思っておりますが、私は、今、行革の特別委員会にも入っているものですから、そういう視点で見させていただい

たわけなんです。必要なものは必要だと、補助金がなくなったけども、今度は逆に、委託料という形で、去年が450万だったのが本年度が720万ということでふえているということがあるものですから、どういう目的で設置されて、どういう評価が上がってきているというバランスをちょっと見たいと思ったものですから、あえてそういった質問をさせてもらいました。今後、特別委員会の中でも、そういった議論も少しさせていただきます。

○橋本警務部長 こういう問題もちょっと踏まえながら、またことしの運営をやっていきたいと思っております。

○松田副委員長 先ほど新見委員が提案されました信号機設置のことで追加で質問させていただきます。

まず、449カ所のうち250カ所が必要と県が認めていらっしゃるということ、認識をいたしました。地元要望に対しまして、まず、各所管署長、交通規制課長の方々が判断をされて、それから公安委員会の承認のもとに信号機設置ということなんです。まず1点目、審議の期間、要は、要望を出された方々にどれぐらいの期間でその答えが返っていくのか、お教えいただきたいと思っております。

○中原交通部長 一概には言えませんが、現場を見て検討しますので、若干の長短はあるかと思っておりますが、要望されてから、少なくとも1年以内には返事をしておるといった状況だと承知しております。

○松田副委員長 1年間の期間を経る、大変慎重に審査されると思うんですが、その1年間の期間に現地調査をする、あるいはどういうふうになっているかを地元フィードバックをされているか、要は、1年間ほったらかされている

と、その間、大変不安感が増すわけですし、街頭交通安全等々地域の方が頑張っているんですが、警察は、どういうふうに対応してくれるんだろうかという不安、あるいは不満の声が高まると思うんです。1年間だとすれば、その間のやり取り、コミュニケーションはどう図られているか、お教えてください。

○中原交通部長 これも、署によって若干のばらつきがあるかと思いますが、その1年の間に、例えば交通量の調査をしたり、交通事故の過去の発生状況、検討を始めてからの発生等々踏まえますので、その要望を持ってこられた地域住民の方に、どのぐらいの頻度でというのは、すべて県内把握しておるわけではございませんが、節目節目で直接警察署長からという形ではなくても、担当の交通係なりがその状況について報告をしておると承知しております。

○相浦警察本部長 今の副委員長の質問、大変難しい御質問だなと思えました。まず、要望というのもさまざまな形がございまして、人数もさまざまであります。例えば、交通安全施設をもっと欲しいという場所との関連、関係もさまざまありますので、いろんなパターンが恐らくあると思うんですね。例えば、その地区のほとんどの方々が是非にということで、多くの方が署名で要望されるケースは、典型的な要望、まさしく請願陳情に近いような要望だと思っておりますが、そういう典型的でないケースも恐らくかなりあるのかなと思っております。先ほど交通部長が1年と言いましたけれども、それは一つの目安だろうと思っております。ですから、そのように住民からの非常に強い要望があるようなケースについては、恐らくより迅速に交通動態調査等もした上でリアクションをしていくべきだと思っておりますし、そうでないケースはおのずから多少

とも時間がずれたり、調査そのものをしばらくやらないと、プライオリティーが低いということもあると思います。先ほど新見委員からの御質問でも感じたんですが、要は、切実な要望については適切に対処してくれと、中途経過についても適切な段階で経過を話してくれないと非常に不安だというのは、ごもつともだと思いますので、そういう観点から問題がないように努めてまいりたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思えます。

○松田副委員長 わかりました。地元のほうは、本当に切実な思いを持って要望を上げるパターンも多い、それなりのものもあるんでしょうけれども、コミュニケーションを蜜にとっていただいで、警察はこれだけ目をかけてくださるということがわかれば、地元のストレスも半減するかと思うんですね。その部分に目をかけていただきたいと思えます。

もう一点です。今、本部長のほうからありました本当に切実な喫緊の課題となっている設置箇所の要望もあるかと思うんですが、さはさりとも、すぐには設置はできません。そうは言っても、この判断材料の中にあります交通量、それから通学路であるかどうか、この2つが大変密接になっているかと思うんですが、生徒児童の交通安全を確保するために、大変多くの方が毎朝街頭指導していらっしゃるという現状にありながら、警察のほうは何をしてくれるのだろうか、例えば、要望があったときに、警察は警察官の派遣をしてくれるか。スピード違反とか多いところ、交通量もさることながら、朝夕の通勤ラッシュ時、交通速度が大変速くて、それで危険を感じるということも多うございます。その場合に、警察のほうは調査だけじゃなくて、どのようなことをしてくれるのだろうかという

期待感も多いんですが、そういった緊急を要する箇所への対応はどのように考えていらっしゃるか、お教えてください。

○中原交通部長 端的に申しまして、警察がとる対応は、1つは取締りの徹底だろうと思っております。走る速度が高いようであれば、速度違反の取締りもしますし、信号無視が多いということであれば、信号無視の取締りをするということで、基本的には街頭での取締り指導をやっていくということでございます。

○松田副委員長 取締りとなると、毎日は無理でしょうし、大変大がかりになりますが、皆さん方のほうがお詳しいかと思えます。地元からは、取締りまでせんでも警察官、制服を着た職員さんが立ってくれるだけで、スピードが下がるという要望があるかと思うんですが、そういった声にはどのように対応していらっしゃいますか。

○中原交通部長 基本的には、地域警察官といひまして、交番、駐在所の人たちが中心になるかと思えます。基本的な勤務の中に、交番の前での立番といひまして、街頭監視をする勤務形態もありますし、それから、主要交差点にあつては、朝夕の交通指導ということで一定時間街頭監視、交通指導をやるということで、これは生活安全部も一緒なんですけれども、多くの制服警察官を街頭に出して交通事故、あるいは街頭犯罪の抑止を図っておるということでございます。

○相浦警察本部長 ドライバーへの問題もありますし、場合によっては、犯罪を企図する者のためもありまして、制服の警察官を目に見える形で街頭に出すというのは非常に効果的でありまして、この数年、特に街頭犯罪抑止対策を強力に進めるようになってから、かなりその部分

は意識をして、制服の人間をどういうふうによく——ただ見せるだけでは警察、商売になりませんので、私服でもってつかまえるということは大変重要なんです、制服の人間をどう活用するかというのは非常に重要な視点だと思っております。

したがいまして、各警察署長が——詳細のところは署長に委ねざるを得ないので、各署で自分の署の管内情勢、治安、そして交通問題も全部含めて総合的に判断して、また有限の制服の警察官をどういうふうに、どのタイプで、どうするのかというのはまさしく工夫のしどころでございまして、各警察署長とも、そういう観点から現在頑張ってくれていると思います。御不満の点がありましたら、遠慮なく言っていただければと思います。

○松田副委員長 最後になります。横山部長に大変御尽力いただきました延岡署管内なんです、延岡市の中心部では制服の警察官の方々を朝晩目にします。しかし、どうしても郊外になると、そういった制服警察官の姿を見られなくなりますので、そういった手の届かないところにも光を当ててほしいという要望があることを伝えまして最後にいたします。ありがとうございました。

○横田委員長 議案及び報告事項については、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、次に、その他の報告事項、悪質・危険運転者対策についての質疑がありましたらどうぞ。

○中村委員 酒酔い運転とか酒気帯び運転の件、交通部長にお尋ねしたいんですが、私は、365日飲んでますね。きのうも大体11時ぐらいには帰ろうと、車運転しなくちゃいけないから、9時

には運転しようと、であれば、10時間あるなど逆算したんです。

実は、都城で、高校の先生が飲み会に行って、ホテルに泊まって、朝、帰るときにつかまったんですね。酒気帯び運転なんですよ。まじめな先生で、酒気帯び運転を意識してするんじゃないんだけど、そういうことに遭遇したということなんです。ある企業では、朝、出勤した人たちが、車を使うときは、必ずはかって、もし、飲んでいるようであれば、運転させないというような話を聞いたことがあるんですが、幾らぐらいでそれは買えるのか。そしてまた、人間、ちょっと熱があるなと思ったら体温計ではかりますよね。ああいうふうを持ち歩きが便利で、体温計並みに使えるのであれば、「あ、やばいな」というときは乗らないと思うんですね。その辺のことがまず改良されているのかどうか、その2点ちょっと教えてほしいんですが。

○中原交通部長 1点目の、車を使われる会社あたりが設置されている息を吹きかける物、これは数千円程度で購入できるということを承知しております。

それから、2点目の体温計みたいに、アルコール濃度をはかるというものについては、承知しておりません。

○中村委員 数千円ですか。我々みたいな飲み助は買っておいたほうがいいですね。わかりました。

○横田委員長 ほかにございせんか。

それでは、その他で何かありましたら。

○中村委員 その他で、防犯カメラというのか、監視カメラですか、あれが設置してあるがために、いろんな犯罪に巻き込まれたときに、たまたま写っていたと。この前も女子高生が殺されたときに自転車を押しながら男性と歩いていた

のが写っていたというのがありますが、本県の監視カメラの設置はどういう状況になっておりますか。

○横山生活安全部長 警察独自が設置しているということではありませんけれども、例えば、商店街とか、あるいはアーケード街等に設置されておるとい状況でありますけれども、今のところ、繁華街中心に県内に12カ所、112台の防犯カメラの設置を把握しております。以上でございます。

○丸山委員 私の地元の、問題になりました畜産試験場の精液ストローが盗まれた事案ですが、あれは鹿児島県で別件逮捕で何か決まったような感じに載っているんですが、連携の仕方と、あと、やみルートもあるんじゃないかとよく言われているんですが、その辺まで、できればしっかりと追求をしていただきたいと思っているんです。答えられるのか答えられないかでも、要望でもいいんですけどもお願いしたいと思います。

○相浦警察本部長 今、マスコミ等で出ています例の精液盗難事件につきましては、私ども警察として、マスコミ広報した事実の一つもありません。ですから、すべてマスコミ報道であると御理解いただきたいと思います。

したがって、今、何をしているのかについても、公式には申し上げかねます。ただ、あの事件につきましては、私ども被害届けを受理して、精力的に捜査をしておりますので、詳細申し上げますられませんけれども、できるだけ、皆さん方のお願いにかなうような結末になるように努力もしてまいりたいと思っておりますし、他の都道府県警察の連携について、十分に意を配してやっていきたいと思っております。

○丸山委員 よろしく申し上げます。

○中野廣明委員 私は、国富に住んでおるんですね。それで、やっぱり駐在所の役割というのは大きいなと思っています。駐在所さんと地元が一体となっているんな取り組み、中には剣道を教えたりとかね。だから、人、人によって違うんですよ。ただ、最近ですね、こんな話もあつた。昼、おまわりさんが会議に出ておって、それで夜は飲み方になったから、おまわりさん、かわつたと、帰ってしまったと、それはいいんですよ。そしたら、入り口におつて飲酒運転をみんな検挙したという話もあつたんですね。

それと、今、国富は田舎になるといい道路になってまっすぐなんですよ。それは、本当は取締りするのがいい。ただ、わからんところに行つてパトカーがおつて、とにかく違反者を見つけて追っかけて券を切るというのが建前か、それとも、そういうスピードを出すところにパトカーがおれば、みんな違反せんのか。警察というのは、違反者をふやして検挙するのが目的か、違反をしないように事前に警報というか、予防するのが目的か、どっちかなと。何かそういう切符切つた警察の人は、出世するか、署長から褒められるのかなと思つたりするんですけどね。必ず、違反するようなところはわかつとよね。だから、いつもそこに隠れておるといところもあるんですよ。それは、県道ですから、改善せんといかんのだけど、ただ、そういう捜査といふかな、前に出とけばその人は違反せんわけですよ。広い道路にパトカーがおれば、ようスピードを出しませんわね。だけど、今、50のところを50で走るといのはほとんどおらんですよ。のろのろ運転になつてね。だから、それは警察が正しいんですよ。正しいことはわかつとつてね、それがしかし法律かと、そんなところの警察で、地域はだれが協力するかなと思つ

たりするんですよ。

答え、いいですけど、そういう事例がありますから。切符を切るのが商売か、事前に交通違反を防ぐのが目的か、わからんとですよ、今。そこだけだったら本部長に。

○相浦警察本部長 その1点についてだけ。まさしく、中野委員が今、おっしゃったような印象を覚えられるような取締り活動をしているとすれば、私としては残念であります。よく言っておきたいと思います。

私どもとしては、当然、法律を遵守していただきたいというのがありますが、スピード違反も一時停止違反等も含めて、事故が多発しているところ、ともすると緩みがちなところ取締りの重点を注いで、違反をされた方にもそれなりに納得していただけるような形の取締りが中心になります。中にはどうしてもおもしろくなくてという方が一部おられるかもしれませんが、そういう方が多数を占めるようであれば、これはちょっと我々の取締りのあり方そのものの問題でありますので、十分留意していきたいと思います。

○中野廣明委員 お願いします。

○横田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時4分再開

○横田委員長 ただいまから委員会を再開いたします。教育委員会においでいただきました。

それでは、早速ですが、本委員会に付託され

ました議案等についての御説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

それと、一つお願いですが、発言の際には、マイクにできるだけ近づいてから発言をお願いいたします。ではお願いします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

御説明に先立ち、お礼を申し上げさせていただきます。さきで開催されました宮崎県民総合スポーツ祭の開会式に際しましては、中村議長、横田委員長を初め、委員の皆様方に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、5月の常任委員会の県北調査並びに県南調査におきましては、宮崎海洋高等学校や都城さくら聴覚支援学校を初め、各学校等を調査していただき、委員の皆様から貴重な御意見をいただいたところであります。重ねてお礼を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をお開きいただきまして、左側の目次をごらんください。

まず、今回御審議をいただく議案は、提案されました順に上げておりますが、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」及び議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算第3号」の2件であります。

次に、議案以外の議会提出報告は、平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。

その他の報告事項といたしまして、公立学校の耐震化等の状況等についてであります。このうち補正予算についてであります。資料の右

側の1ページをごらんください。今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下の方に太線で囲んでおります計の欄、この欄の真ん中に記載しておりますように、1億3,744万円の増額補正をお願いしており、補正後の額は1,150億4,895万8,000円であります。

内容につきましては、表の一番右の補正内容の欄に記載しております教育委員会用公用車更新事業など3件で、いずれも新たな経済・雇用対策の実施に伴う補正であります。私のほうからは以上であります、引き続き関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○金丸総務課長 それでは、議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」につきまして御説明いたします。お手元の冊子のうち、「平成21年度6月補正歳出予算説明資料（議案第13号）」と書かれた冊子をお願いいたします。総務課のインデックスのついているところ、123ページでございます。

表の左から2つ目の欄でございますが、今回、新たな経済・雇用対策の実施に伴うもので、一般会計で1,259万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3つ目の欄になりますが、33億8,222万5,000円となります。

その次のページ、125ページをお願いいたします。下のほうの説明の欄にありますように、教育委員会用公用車更新事業でございます。これは、教育委員会事務局で管理しております公用車のうち、老朽化した7台の車両につきまして、低公害で環境に優しい車両への更新を行うものでございます。以上でございます。

○井上財務福利課長 同じ資料でございます。同じ資料の127ページをお願いいたします。その

一番上の行であります、今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴いまして、1億2,485万円の増額をお願いするものであります。補正後の額は、同じ欄の右から3列目ではありますが、80億2,181万6,000円となります。

次に、増額となる事項について御説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして129ページをお願いいたします。その上から5行目の最初の（事項）県立学校耐震対策事業費につきまして、4,620万円の増額をお願いいたしております。これは県立学校に係る耐震補強設計のうち、平成22年度以降に予定しておりましたものの一部を、このたびの国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用することによりまして、前倒しして実施したいものであります。なお、本県の耐震化の状況につきましては、後ほど常任委員会資料により御説明申し上げます。

その下、中ほどの（事項）一般運営費（高等学校）につきまして、3,168万円の増額をお願いいたしております。これは政府が策定いたしました「IT新改革戦略」におきまして、平成22年度末までに、すべての公立学校の教員に校務用コンピューターの配備を目指すとされておりますことを受けまして、本県におきましても、同年度末までにすべての教員への配備を完了する予定でありましたものを、今回、国の交付金を活用して、1年前倒しして、同コンピューター配備の完了を図りたいものであります。

その下の（事項）一般運営費（特別支援学校）について、4,697万円の増額をお願いしておりますものも、次の130ページにかけてではありますが、ただいま申しました校務用コンピューターを、特別支援学校におきましても、前倒しして配完了いたしたいための経費であります。

予算補正につきましては、以上であります。

資料をおかえいただきまして、縦長の「平成21年6月定例県議会提出報告書」でございますが、その192ページでございます。

このページは、「平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」におきます財務福利課関係分を含む箇所でございます。その当課関係分4件について御報告申し上げます。なお、教育委員会におきましては、今回、明許繰越を行いますのは当課分のみでございます。

まず、上から4行目の事業名「都城泉ヶ丘高校屋内運動場改修事業」についてであります。これは平成21年度以降に予定しておりました同校体育館の外周部の全面的な改修工事を、経済・雇用緊急対策として、平成20年度に前倒しして行うことといたしましたところ、工期が不足いたしましたため、去る1月臨時県議会におきまして明許繰越の御承認をいただき、同工事費の一部、3,560万円を本年度へ繰り越したものでございます。

以下、同じ理由によりまして、その下の「スチールサッシ取替等事業」につきましては、延岡青朋高校の管理教室棟のスチールサッシ取替等工事費の一部、3,660万円を、その下の「県立学校耐震対策事業」につきましては、小林高校の教室棟及び門川高校の体育館の耐震補強工事に係るそれぞれの経費の一部、計2,780万円を、その下の「県立学校体育施設整備事業」につきましては、高鍋高校のプールサイド改修工事費の一部820万円を、それぞれ本年度へ繰り越したものであります。なお、これらの工事費につきましては、平成20年度中に前払金として、各契約額の40%相当分を、それぞれの請負業者に支払っておりまして、経済対策としての実効性に配慮いたしているところでございます。

その資料は以上でございまして、再度資料を

おかえいただきまして、常任委員会資料の2ページ、すなわち一番最後のページをお願いいたします。公立学校の耐震化の状況等についてでございます。

既に御承知のとおり、文部科学省は、去る6月16日、本年度の「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果」を公表したところでございます。これによりますと、昨年度に引き続き、本県における耐震化の状況は、県立学校及び公立小中学校とも全国において上位となっているところであります。なお存じます耐震補強が必要な建物につきましては、引き続き耐震化の促進を図ってまいりたいと存じております。

それでは、1の「公立学校施設の耐震化の状況」についてでございます。左側の「項目」の欄を縦にごらんいただきたいと存じますが、まずA欄の「全棟数」とは、耐震化の対象となり得るすべての建物の数でありまして、非木造で2階建て以上または床面積200平米を超えるものとなっているものでございます。

本県におきましては、欄の右のほうへかけてでございますが、県立学校においては、694棟、公立小中学校においては、1,799棟がこれに該当しております。

次に、B欄の「昭和57年以降の建設棟数」とは、現行の建築基準法の基準で建設された建物の数のことございまして、すべて耐震性能があるとみなされているものでございます。

対しまして、C欄の「昭和56年以前の建設棟数」とは、現行建築基準法施行前の基準で建設された建物の数のことでございます。すべて耐震診断が必要とされているものであります。

診断の結果、耐震性能が確認されまして補強不要となるものも相当数含まれてまいります。

次いで、D欄の耐震診断実施棟数とは、耐震

診断を終えた建物の数のことをごさいます。

E欄の耐震診断実施率は、C欄の棟数を分母といたしましてD欄の棟数を分子としたものをごさいます。本県の県立学校につきましては、それが99.3%、公立小中学校につきましては、98.4%となっております。

なお、県立学校につきましては、C欄の棟数448棟から、現在のところ、廃止予定等の理由で耐震診断対象外としております3棟を除きますと、445棟となりまして、事実上の耐震診断率は100%となっているものをごさいます。

次いでF欄は、C欄にあります昭和56年以前に建設された建物について診断を行ってきた結果、補強不要と判明した建物の数と、補強を要することが判明いたしましたため、補強を実施した建物の数を合わせたものをごさいます。

G欄は耐震化率であります。A欄の耐震化の対象となるすべての棟数を分母に置きまして、ただいまのF欄の棟数と、そもそも耐震化を要しないところのB欄の棟数を合算いたしました棟数を分子に置いたものをごさいます。

この値が、本県の県立学校におきましては、85.3%、公立小中学校におきましては75.0%となっております。これらの達成率は、H欄にありますとおり、全国ではいずれも10位、それから、I欄にありますとおり、九州におきましては、いずれも1位となっているものをごさいます。

次に、その下の2の「耐震診断結果の公表の状況」についてでございます。

昨年6月に改正されました「地震防災対策特別措置法」によりまして、各地方公共団体は、その設置する学校について耐震診断を行うとともに、その結果を公表することが義務づけられたところをごさいます。本年4月1日現在、

耐震診断結果の公表を行っております本県の地方公共団体数は、県自身を含みます29団体中20団体でございまして、公表率は69.0%となっております。これは全国の状況と比較いたしまして良好とは申せないものをごさいますため、できるだけ早期に、県内全市町村における公表が達成できますよう、引き続き該当市町村の指導に努めてまいりたいと存じます。

財務福利課関係につきましては以上でございます。

○阿南教職員課長 専決処分の承認を求めることにつきまして、教職員課より御報告をさせていただきます。

お手元の「平成21年6月定例県議会提出議案」をごらんいただきたいと思います。ページで70ページまであるものをごさいます。こちらの議案の43ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)でございますが、その内容につきましては、同じ議案の48ページをごらんいただきたいと思います。48ページの一番下のほうの「教育費」の欄であります。

教育総務費につきましては、平成20年度中の退職者及び退職手当支給額が確定したことに伴いまして、5億7,526万9,000円の減額補正を行ったものをごさいます。その主な要因は、勧奨退職者数等が見込みを下回ったことによるものをごさいます。以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項の質疑については、後ほどお受けしたいと思いますので、まず議案等及び報告事項についての質疑をお受けしたいと思います。質疑があ

りましたらどうぞ。

○中野一則委員 公立学校耐震化状況のことについてお尋ねします。

○横田委員長 それは後からお受けします。議案第13号、報告第1号と報告事項、それに対する質疑がありましたらどうぞ。

○丸山委員 国の経済対策、スクールニューディール政策の中で、学校への地デジ・パソコン配備ということで2,098億円の全体枠というのがあるんです。それからすると、まだまだどこも一緒だと思うのですが、国の経済対策が決まったばかりだからなかなか対応できなかったということで、予算化できてないという話も聞いているんですけども、パソコンを今回すべて整備されるということだと聞いたんですが、地デジ対策に関しては、学校はどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思っているんですが。

○井上財務福利課長 まず、県立学校関係につきましても、昨年度、議会で必要な予算をすべて措置いただきまして、県立学校については、地デジの配備は完了いたしているところでございます。市町村立学校につきましても、現在、国の補正予算を活用する形で、今、事業計画が集約されつつあるところでございますが、現在の時点で全市町村合わせて3,000台以上の申し出がされている状態でございます。

○丸山委員 それは予算化はまだで、今後、補正予算等で対応していくということでしょうか。

○井上財務福利課長 当然各市町村ごとの予算になりますが、各市町村で国の補正予算を活用する形で、今後予算化されてまいるものと思っております。以上であります。

○横田委員長 ほかがございせんか。

それでは、次に、その他の報告事項について

の質疑を受けます。

○中野一則委員 公立学校の耐震化の状況のことですが、このFの欄の補強不要というのは幾つなんでしょうか。

○井上財務福利課長 Fの欄でございますね。補強不要の内訳でございますか。

○中野一則委員 数、346のうち幾らですか。

○井上財務福利課長 ちょっとお時間をいただきたいと存じます……。補強不要は、県立学校におきましては、この346のうち249、それから市町村におきましては、この652のうち482棟でございます。以上であります。

○中野一則委員 ほとんどが診断を実施しなければならぬ棟数のうち、半分以上補強を必要としない、不要だということですが、いわゆる昭和56年以前に建設したもので、既に耐震の建物であったということですか。

○井上財務福利課長 その当時における建築基準法にのっとる建物でございますので、当然相当の耐震性能を備えているということでございます。

○中野一則委員 ということは、昭和56年度以前の耐震構造で、57年度以降にも該当する建物もあれば、該当しない、補強しなければならない建物もあったということですか。ということは、何かつくるときに、基準以上に頑丈に予算をつぎ込んでつくっておったものか、そんなふうに見越してきちんとしたものか、また、そうでないものは何かあやふやな作り方をしたのか、何かぴんとこんのですね。

○井上財務福利課長 昭和56年以前の建物も、当然ただいま申しましたように、当時における建築基準法にのっとるものでございますが、まず1つ、経年劣化ということがございまして、相当年を経たものは、当然建物全体が弱くなっ

ておりますために、この時点で耐震診断を施しますと、こういうばらつきが出てくるということが1つ言えようかと思っております。

○中野一則委員 つくって、かなり古いから、劣化したから、耐震構造でなかったと、新しい基準での構造でなかったということで、ということは、56年度以前につくったものは、つくった当時は57年度の耐震の基準をクリアしておった作り方をしておったということですかね。

○井上財務福利課長 そういうことをごさいますんで、57年度以降は基準が厳しくなっております。

○中野一則委員 厳しくなったのに、その以前のものであったということは、頑丈につくっておったということでしょう。

○井上財務福利課長 そういうこともあろうかと思えます。一番大きな理由は経年劣化だと思えますが。

○中野一則委員 そんなことがあろうか。249というかなりの数が不要だということは、頑丈につくっておったということですがね。わからんですかね、言わんとすることが。

○井上財務福利課長 一番大きな理由は、やはり57年度以降は基準が違って来たということであらうかと思えますが、56年以前の建物は、その当時において、当然その当時における基準はクリアしておりますので、その後、基準が変わった後でばらつきが出てくることにつきましては、理由はさまざまというしかないのではないかと考えます。

○中野一則委員 何もそんなつもりじゃない。ただ聞いたかったのですが、私の言い方が悪かったんですかね。この補強不要の249は、Cの欄のうち249ということじゃないんですか。

○井上財務福利課長 この補強不要、例えば、

県立学校の346は、耐震診断の結果、補強が不要と判定されたものと、補強が必要と判定された後、補強済みとなったものの計でございまして、うち補強不要と初めから判定されましたものが249という意味でございまして。それはすべて今委員おっしゃいましたように、このC欄の448に含まれているものでございまして。

○中野一則委員 D欄の数字は関係ないんですかね、今言ったC、D、Fの数字は。

○井上財務福利課長 この448棟につきましては、耐震診断が行われるわけですが、その346との差につきましては、まだ診断が行われてないということございまして……。

○中野一則委員 そうじゃない。してないのはたった3でしょう。448のうち445が診断したということでしょう。（「そうでございます」と呼ぶ者あり）さっき聞いたのは、Bの欄は必要じゃないから、下のCには加わっていないのでしょうか。そもそもFの346という数字は、Cの中だけの数字なんですか。それともBの中にも入っているの。そうじゃないでしょう。

○井上財務福利課長 耐震化率の定義のことだと存じますが、耐震化率といいますのは、耐震対象となります全棟数、県立でいえば694棟でございましてけれども、これを分母に置きまして、耐震化が済んだ建物、それから初めから耐震化が不要である建物、これを分子に置くものでございまして。

○中野一則委員 私は、まだG以下には質問しておりません。言いたかったのは、昭和56年度以前に建てた建物であっても、57年度以降に建てたものと同じように、頑丈という言葉を使いましたが、耐震構造を備えた建物をつくった棟数があるんだなど。ということは、それは意識的にされたものなのか、より頑丈ですから、建

物を学校だからきちんとつくらないかんということで、基準以上にきちんとした頑丈な建物をつくったんだろうなというふうに思ったんですよ。それはそれでいいことです。逆にそうでない建物もなぜ同じ時期につくったんだろうかと。基準内だったからつくってもよかったんでしょうが、補強する必要のないものもあったということですからね。補強するものがあれば、済というのであれば、補強不要と書いてあるから、私はその辺の基準が、以前の基準がきちんとしておったのかなというふうなことを聞きたくて回りくどい話をしたんですよね。単純な質問をしたつもりだったけど、答弁が回りくどい答弁をして、質問しないところまで先走って答弁するから、ごちゃごちゃなっているんじゃないかなと思ったんですよね。聞きたかったのはそういう単純なことでした。もうよかです。

○井上財務福利課長 今、委員のおっしゃることは、あくまで昭和57年以降につきましては、耐震性能についての基準が従前よりは厳しくなったということが、その最大の原因でございます。おっしゃるように、56年以前の基準でつくられたものについて、多分念入りにつくられたものもございましょうし、基準に合致する形でつくられたものもございましょうが、それに経年劣化という要素が加わりますので、一概には言えないかと存じております。

○横田委員長 ほかにございませんか。

それでは、その他で何かございませんか。

○丸山委員 一般質問でも出たんですけれども、中学校単位に今度武道館をつくるのであれば、プラス木造化すれば、97～98%交付税で使えるということを聞いているんですが、県内の市町村で、中学校単位でありますので、どれぐらいのところ要望されようとしているのか、もし

わかっていればお伺いしたいと思います。

○井上財務福利課長 県内には今、15市町村、36校に武道場があるところでございますが、このたびの国の補正予算等で武道場をつくるということで、現在のところ、事業計画を提出されている市町村数は3市村でございます。2つの市に1つの村でございます。

○丸山委員 中学校数で3校ということによろしいでしょうか。

○井上財務福利課長 3校でございます。

○丸山委員 これは早く、枠があるということを知っているものですから、宮崎県としては、十分枠としては足りるというふうに見てよろしいでしょうか。それとも、まだまだ要望があれば、まだつくれる枠がありますよというふうに思ったほうがいいか、どちらでしょうか。

○井上財務福利課長 この武道場につきましては、宮崎県と申しますより、国全体で今、事業計画を徴しております。まだ枠がある模様でございます。

○丸山委員 ことし武道が完全に義務教育の中に入ってきているというふうには聞いているものから、こういった補助制度がありますよ、こういった活用をするよというものは、どれぐらい市町村に説明されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○井上財務福利課長 私どものほうからも、たびたび市町村にそういう通知を出しております。国におきましても、全国、あるいは九州管内において、関係市町村を直接集める形で、これも再三説明は行われておまして、このことに関する情報は十分に行き渡っている、周知されていると考えております。以上です。

○横田委員 ほかにございませんか。

○満行委員 校務用のパソコンを県立学校は100

%、目標達成だと思うのですが、市町村立については、かなりまだ普及というか、配置率が低いんじゃないかと思うのですが、状況がわかっていたら教えてください。

○井上財務福利課長 おっしゃっていただきましたように、校務用パソコン、県立学校におきましては、今年度で配備を100%完了するわけですが、各市町村ごとの教職員に対する配備率は、ちょっと手元にデータがございませんが、今回、国の補正予算を利用する形で、国に対して各市町村から3,000台を超える事業計画が提出されつつあるところでございます。以上です。

○満行委員 提出されつつあるということは、県としては、それは確保したいという考えなんですか。

○井上財務福利課長 これらは市町村において予算措置されるものでございますが、市町村における持ち出しがございまして、今提出されている分については、おおむね各市町村の財政の裏づけを確認した上でのございますけれども、一部において、財政当局との調整が未了のまま出されているものもございまして。以上です。

○満行委員 学校現場は大変な状況ですよ。自分のパソコンを持って帰って、本来絶対したらいけないんでしょうけれども、学校現場はそんなことを言っておれないので、自宅のパソコンを持って行って帰ってというやり方があります。知事部局はとくに1人1台という、そしてセキュリティーをしっかりと管理されているんですけども、県立もそうですが、ぜひ、市町村立に関しても、県の1人1台という基準が早期に達成できるように助言を引き続きしていただきたいと思います。要望です。

○横田委員長 ほかにありませんか。

○中野一則委員 2点ほど、きのうの新聞でしたか、体罰処分のことで大きく新聞記事がありましたよね。おとといでしたか。項目だけで中身を見ませんでしたか、何のことが書いてあったんですか。

○阿南教職員課長 体罰事案がございまして、停職6カ月という処分を下しているところなんですけれども、その件についての報道でございました。

○中野一則委員 中身を。言わんとするところはどうか書いてありましたか。

○阿南教職員課長 北諸地域で起こった事案でございまして、恒常的に児童生徒に体罰を繰り返していたと。不適切な発言等が繰り返されていたということで、5月に停職6カ月という処分を下した事案でございまして。

○中野一則委員 その処分、賛否云々の見出しもあったようですが、処分が行き過ぎであった云々ということではなかったんですか。

○阿南教職員課長 この事案は、非常にまれな事案でございまして、体罰のみについては、減給処分というのが今まで最高に重かったんですけども、今回の事案については、児童等について、まだケアが必要だという点もございましたので、停職6カ月という処分を下したところでございまして。

○中野一則委員 もう1点、我々の委員会は、県北・県南調査をしました。一貫教育について3カ所ほど調査しました。この前の一般質問でも、そのさわりについて質問しましたが、特に小中高一貫教育のことについては、えびの、西都、串間が該当市町村ですけども、西都・串間のことは承知しておりませんから、えびののことを言いますが、えびのにも中学校が4つ

あるんですね。いわゆる中学校校区が4つあるんですが、小中高一貫教育は飯野中学校校区だけなんですね。それはそれでいいと思うのですが、残りの上江、真幸、加久藤中学校区はないわけですね。えびの市においては、小中高一貫教育ということで取り組んでおられますが、できたら小中高一貫でいいんですが、飯野みたいに小中高一貫教育に準ずるようなことが、上江だって、加久藤だって、真幸だって、小中高に近いぐらいの教育ができたらいいなという声があるんですよ。そうすると、飯野高校の教師の陣容体制が不足とか整わないということになると思うのですが、その中でも何か県教育委員会として、もっと陣容体制を含めてフォローしていただけないものかなと、そう思っているんですよ。いかがなものでしょうか。

○吉村政策企画監 委員がおっしゃいましたように、えびの市におきましては、飯野小学校、飯野中学校、それから飯野高校を中心としながら、小中高一貫教育を進めておりますが、残りの3つの中学校ですけれども、やはり飯野高校との連携がいくように、例えば、飯野高校から出前授業というような形で、恒常的ではないんですけれども、1カ月に1回出前授業があったり、あるいは4校の中学校が合同で飯野高校に体験入学をすとか、さまざまな方法でほかの中学校とも共有するような形で今進めているところでございます。できる限り飯野中学校の飯野高校との情報といいますか、高校との連携をほかの3つの中学校でも共有する形で進めていかれようとしているところです。

○中野一則委員 今の飯野高校の授業体制でそれができておるといえることですかね。

○吉村政策企画監 中心は飯野高校から飯野中学校へ特に授業等の乗り入れをしているところ

ですけれども、できる限り、可能な範囲で、例えば部活動をほかの加久藤中学校ともするすとか、そういう模索を今しているところです。

○中野一則委員 私は今の授業ではできないと思うのですが、できたら飯野中学校校区と同じような、準ずるぐらいはできるような体制を組んでほしいなと要望をしておきたいと思います。

○横田委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時58分再開

○横田委員長 それでは委員会を再開いたします。企業局長。

○日高企業局長 それでは私のほうから今回の補正予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

1ページでございますが、議案第14号「平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」でございます。

まず、「1 補正の理由」でございますが、今回の補正予算で、ダム管理者でございます県土整備部が実施いたします予定の綾北ダム主ゲート油圧装置取替工事につきまして、工事費の一部を負担をいたしております企業局におきましても、工事に伴う建設改良費の増額補正を行うものでございます。

「2 補正額」でございますが、「(1) 資本的収入及び支出」の表をごらんいただきたいと思っております。

まず、資本的収入でございますが、資本的収

入の補正は、今回ございません。

次に、その下の資本的支出でございますが、補正予定額が5,890万円でございます。内訳は、全額その下でございますが、建設改良費5,890万円でございます。その結果、この表の一番下の収支残のところでございますが、収支残が補正予定額で5,890万円の不足ということになりまして、その下でございます既決予定額の22億6,656万9,000円の不足と合わせまして、合計で右のほうでございますが、23億2,546万9,000円の不足ということになりますが、この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補てんをすることといたしております。

詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御審議のほどお願いをいたします。

○橋口総務課長 私のほうからは、補正予算及び継続費繰越等につきまして御説明をいたします。お手元の委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

今回、補正予算をお願いしております、綾北ダム主ゲート油圧装置取替工事につきまして御説明をいたします。

まず、1にあります工事の目的でございますが、綾北ダムの主ゲート油圧装置は、昭和35年のダム建設当時に設置されたものでございまして、既に49年を経過いたしまして、老朽化によりまして、故障や油漏れ等が発生しております。また、現在使用されております部品の製造が中止になっておりますことから、維持補修も困難な状況でございます。このため、油圧装置の取替えを行いまして、ダム管理の機能強化を図るものでございます。

次に、2の工事概要でございますが、主ゲ-

トが2門ございます。この油圧装置の取替えを行うものでございます。下のほうに写真を掲載しておりますけれども、左側の写真の矢印を施した部分、これが綾北ダム下流面側の主ゲート操作室でございます。室内の油圧装置によりまして、シリンダを伸縮させて、主ゲートの開閉操作を行っているものでございます。右側の写真がその油圧装置になります。

3にございます工事費でございますが、事業費は全体で1億円でございます。このうち企業局の負担分として5,890万円を予定いたしております。

補正予算につきましては、以上でございます。

次に、お手元に別途配付されております「平成21年6月定例県議会提出報告書」の後ろのほう、電気事業会計の継続費繰越計算書がございます。195ページ、青色のインデックスで「別紙19」と表示がしてあるところでございます。

最初に、表の左から3列目の「事業名」をごらんいただきたいと思います。継続費を設定いたしております事業は、上から「綾第二発電所 1・2号主要変圧器取替工事」、「綾第二発電所 屋外遮断器取替工事」、そしてその下の「立花発電所 水車発電機改良工事」、この3事業でございます。

これらの事業に継続費を設定いたしましたのは、機器の製作に10カ月から1年程度を要するというので、単年度での施工が困難と見込んだことによるものでございます。

設定期間は、いずれも平成20年度及び21年度の2カ年度でございます。

この3つの工事につきましては、この表の左端の列の「款」及び2列目の「項」にございまずように、既存の機器を取り除く工事費用を「事業費の営業費用」に、一方、新たに設置する機

器の工事費等は、下のほうですが、「資本的支出の建設改良費」にそれぞれ分けまして、継続費を設定してございます。

次に、左から4列目のところに、表の上のほうですが、「継続費の総額」がございまして、営業費用分が、計のところ、3件合わせまして、合計で4,221万8,000円、建設改良分が、表の一番下の計のところですが、3件で7億48万2,000円を計上いたしておるところでございます。

その右、5列目に、平成20年度の継続費予算現額を計上しておりますが、このうち平成20年度に支出しました額につきましては、その右の表の上のほうにありますが、「支払義務発生額」、このところに記載しておるわけですが、建設改良費の合計は、一番下の計のところ、1億2,203万5,000円でございます。これは前払いをした金額でございます。

この結果、その右の「残額」のところにありますように、平成20年度の継続費予算現額から支払義務発生額を差し引いた残額として、営業費用分で、中ほどの計のところですが、3件で1,888万円、建設改良分が一番下の計のところ、3件で合計1億8,305万4,000円をそれぞれ翌年度に繰り越すというものでございます。

いずれの工事につきましても、既に業者との契約は完了しておりますので、現在は、今年度の下半期に予定しております機器の据え付けに向けまして、機器の製作などを進めている段階でございます。

継続費の繰越につきましては以上でございます。

続きまして、再び委員会資料にお戻りいただきたいと思いますが、委員会資料の3ページでございます。

損益勘定留保資金についてでございます。ま

ず表の下のほうにマル印で記載しておりますけれども、過年度分損益勘定留保資金といいますのは、現金の支出を伴わない減価償却費や除却損などのこれまでの累計額から、企業債等の償還や改良工事などの財源として、これまでに充当した金額を差し引いた残額でございます。

上の表に戻っていただきまして、ごらんいただきたいと思いますが、平成20年度末現在、平成21年3月末現在で、事業会計別に見ますと、電気事業で約92億8,300万円、工業用水道事業約11億5,600万円、地域振興事業約2億400万円となっております、合計して約106億4,300万円となっております。

私からの説明は以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。一番最後にありましたその他の報告事項、損益勘定留保資金については、後ほど質疑をお受けしたいと思いません。

まず、議案及び報告事項についての質疑をお受けしたいと思いません。何かありましたらどうぞ。

○丸山委員 油圧装置のことなんですが、私、電気のことを全然わかりませんのでお伺いしたいのですが、50年近くも更新してなかったというのは、これは普通というふうに思ったほうがいいのか、たまたま今回、経済対策の補正予算がついたからやるということでもいいのか。本来であると、10年とか20年とか、ある程度スパンごとくやるべきものじゃないといけません。といいますのは、ダムという非常に管理上の運営の問題で、老朽が伴って故障があったとか、これまで大丈夫だったのかなという心配があるものですから、そのあたりをお伺いしたいと思っているんですけれども。

○相葉工務課長 委員の御質問のように、実際耐用年数といたしますのは、法定では22年になっております。ただ、いろんな故障と申しまして、軽微な故障でございまして、実際の放流に直接支障があるということは、現在までに至っておりませんでした。そうはいいまして、49年ということでございますので、これまでの状況を見ながら、計画では一応平成24年度にやる予定としておりました。今回のいろいろな経済対策に伴いまして、多少でございますけれども、安全・安心等の問題がございますので、若干前倒しでございますけれども、やるというふうにしたわけでございます。以上でございます。

○丸山委員 ちなみに、ほかのダムで古いのがあるんじゃないかなと思っているんですが、この綾北ダムだけが今回対応されたということでよかったのか、ほかにも、これは平成24年に計画されていたんですけども、もっと次の平成25年、26年も同じように古いものがあると想定するんですが、それは大丈夫でしょうか。

○相葉工務課長 ダムのいろんな改良修繕工事等につきましては、継続的にこれは県土整備部のほうで検討しておられまして、計画的にこれは大きい金額につきましては、堰堤改良事業ということでされるようになっております。今回のものは単品といたしますか、県単でもともとされるような状況になっておりましたので、それは劣化の状況といたしますか、老朽化の状況を見ながら、必要なものにつきましては、適時判断して、修繕とか改良をしていただいていると思っております。

○丸山委員 あと、この工事費が全体で1億円で、企業局の部分が5,800万ということなんですけれども、なぜこういう案分比率なのか。1対1という気がするんですが、企業局分が多いと

いうのは、どういう理由というふうにかえたらよろしいでしょうか。

○相葉工務課長 建設当時の費用負担と申しまして、コストアロケーションと私どものほうは呼んでおりますけれども、例えば、綾北ダムにつきましては、治水と発電の多目的ダムとこれは共同施設になっております。施設の費用負担につきましては、それぞれの事業におけるダムへの可能投資額というのを出しまして、それに応じて費用の負担を行うことになっております。このダムへの可能投資額といたしますのは、例えば、治水のほうでは、治水単独でダムを建設した場合の費用、この綾北ダムの例でいいますと、これが当時、12億8,500万円というふうになっております。

次に、発電の場合でございますが、発電は、発電機の出力及び年間発生電力量に応じました投資可能額、これから発電所につきましては、専用施設ということで、発電所の建設費が別にかかりますので、その分を差し引きました費用がダムへの可能投資額になりますので、その金額を出します。この比率によりまして、綾北ダムの費用負担が決定されております。

○中野廣明委員 私、いろいろ、例えばエコプラザでもそうですけど、ある程度こういうメーカー指定とかなってくると、補修とか修理とか取りかえになった場合は、競争原理が働かずに、特定のそこのメーカーとか、そうなってくると、要はメーカーどおりの単価とかになるなと一般的には思います。今回の場合は、発注というのは、予算見積もり、1社とか、相見積もりとか、競争入札とか、そういう発注分はどうなっているんですか。

○相葉工務課長 この主ゲート油圧装置の製作につきましては、確かに日本国内でも限定され

るようなメーカーでございますが、県土整備部では、公募形式で一般競争入札でやるというようなことで聞いております。

○中野廣明委員 県土整備部でやるんですか。おたくでやるわけじゃないんですか。

○相葉工務課長 これは県土整備部のほうで入札等は実施されることになっております。

○横田委員長 ほかございませんか。

○満行委員 取替工事1億円の歳入内訳というのがわかったら教えてほしいのですけど。財源内訳。

○相葉工務課長 私どもの企業局負担分につきましては、企業局の自己資金といいますか、それで充当するというように考えております。

○満行委員 県土整備部の財源はわかりませんか。

○橋口総務課長 6月補正の歳出予算説明資料、議案第13号関係で107ページ、県土整備部なんですけど、下のほうに、ダム管理施設管理費で1億円、そのうちのその他特定財源が5,890万、これは諸収入ということで出されております。これが企業局負担分でございます。その右側に一般財源の4,110万円ということで計上されております。これがいわゆる景気雇用対策の交付金ということで、一般財源で計上されているだろうと思います。そういうことでございます。

○満行委員 今、丸山委員がおっしゃいましたが、負担割合ですね、アロケーションというのか、一方、向こうは国の交付金、企業局は自己資金ということですね。これは今回に限らず多目的ダムの負担割合というのは出てくるわけなんですけれども、計算の書式というのを今工務課長から聞きましたけど、企業局として、本当にこの負担割合というのは高くないのか。企業局として損失が出ないのか。そこが非常に心

配なんですよ。ずっとこれはこの方式でやられてきたのかもしれませんが、電気事業の将来性、企業局の経営というのを考えると、多目的ダムの企業局の負担割合というのは、そのときそのときで見直しというか、精査しないといけないんじゃないかなと思うのですが、そのあたりの見解がありましたらお聞きします。

○橋口総務課長 先ほど工務課長から県土整備部と私どもとの費用負担についての基本的な考え方を御説明申し上げましたけれども、このように、多目的ダムというものにつきましては、改良工事とか修繕工事についての管理費、こういったものをダムごとに一般会計と企業会計との間で設定されている負担割合に基づいてお互いに負担してきているというところがございます。そういう企業局負担が大きいのではないかとこのようにございまして、これにつきましては、基本的に電力料金の総括原価の中に含めて算入されております。それを電力収入という形で、将来にわたって回収されていくというふうなことでございまして、そういったことで対応できるというふうにご考えております。

○満行委員 今までもいろいろと企業局の中でもだろうと思うのですが、私から見ても、この知事部局の工事に、多目的ダムだから企業局にこれだけの請求書と、今の我々が言う直轄負担金と余り変わらない上下関係というか、力のバランスというのがあるんじゃないのかなと。これはやっぱりそういうことがあるとすれば、企業局の資金の問題にもかかわりますので、ぜひそれはそのときそのときの時代背景もあるでしょうけれども、見直しをするところはしっかり見直しをすると、しっかり知事部局に主張するところは主張するというふうにしてほしいな

と、これは要望しておきますが、お願いしたい
と思います。1年間我々はこの委員会におりま
すので、またそのときそのときでいろいろと話
はさせていただきたいと思います。

○中野一則委員 いわゆるこの5,890万円、後日
電気料で加味されるということでしたよね。こ
の建設に係る企業局は自己資金ということでは
したが、その自己資金という財源は何ですか。

○橋口総務課長 冒頭に局長のほうから説明い
たしましたけれども、この委員会資料の3ペー
ジに掲げております損益勘定留保資金、これを
もって充てるというふうなことで財源は確保し
ているということ御理解いただければと思い
ます。

○中野一則委員 完全にこれは電気料というこ
とで後日回収されると、こういうことですね。
何年かかって回収されるんですか。

○新穂経営企画監 先ほど工務課長のほうから
も説明がありましたけれども、法定耐用年数が22
年のものということですので、細かい計算はあ
りますけれども、おおよそ22年、法定耐用年数
でほとんど回収をするというふうに考えていた
だければいいのかと思います。

○中野廣明委員 去年の決算でいいですけど、
今企業局のこの運用益、これは何ぼぐらいと言
われたですか。

○日高局長 電気事業の場合で申し上げますと、
財務収益、これは平成20年度の決算でございま
すが、株の配当金、それから受取利息を合わせ
まして3億4,700万ほどでございます。

○中野廣明委員 極端な言い方ですけども、
100億ぐらいの、トータルで。

○橋口総務課長 3事業会計合わせまして、運
用財務収益といたしましては、3億7,100万円余
ということでございます。よろしくお願いま

す。

○中野一則委員 油圧装置の老朽化ということ
で、50年近く、49年経過したから今回取りかえ
ますよね。ダムそのものも49年経過しているん
ですが、これはあとどのぐらい持つんですか。

○相葉工務課長 ダム自体につきましては、コン
クリートでございます。実際法定の耐用年数
は57年となっておりますけれども、特別いろん
な事情がない限りは、半永久的に持つ構築物で
あるというふうに考えております。

○中野一則委員 その耐用年数の57年を超えた
分で、後日何だかんだということの使用禁止と
か停止とか、そういう措置ということはありません
いんでしょうね。半永久と言われたけど、地球
よりも長い感じを受けたけど。

○相葉工務課長 ここはアーチ式ダムでござい
ますけれども、ダムのひずみとか、いわゆる変
形といいますか、そういった状況がないと。点
検はやっておりますので、老朽化していきまし
ても、日ごろの点検等を踏まえて、老朽化状況
を見ながらということに対応することになるう
かと思います。

○中野一則委員 油圧装置の法定耐用年数が22
年と言われたけど、ダムの57年という耐用年数
からすると、残りあと8年ですかね。8年しか
ないんですが、恐らく少なくとも14年はダムそ
のものの耐用年数が長くなるということになる
んですかね。そのやつはもう関係ないわけです
かね。

○相葉工務課長 ちょっと御返答になるかどう
かわかりませんが、油圧装置というのは
機械装置でございますので、実際、これにつき
ましても、油圧が年じゅうかかっている稼動状
態でこれだけ持ってきたということございま
す。コンクリート、いわゆるダムにつきまして

は、実際動いて摩耗するとか、そういったものはございませんので、コンクリートの性状といえますか、そういうものが変わらない限りは、十分今後も使っていけるというふうには考えております。

○中野一則委員　しかし、なぜ耐用年数57年という決まりがあるんですかね。川辺ダムじゃないけど、球磨川の、潮谷さんだったかな、前の知事が。あの人になってから、ダムが耐用年数が来て、結果的につくり変えないということではなくなったんですよね。あれも耐用年数がいろいろあったから使用できなかったと思うのだけど、それとこの絡みというのは何もないんですか。

○相葉工務課長　ダムの耐用年数につきましては、これはもともとが法人税法の関係から来ておまして、民間の企業が損金算入でございませうか、何年ぐらいで損金として算入できるかということで、これは57年というのが一応基準として決められているということでございます。それを超えたので摩耗するとかそういうことではなくて、一応法人税法上の損金算入で決められた基準年数というふうにご覧いただければよろしいかと思っております。

○中野一則委員　会計原則とか会計学から言えば、あるいは税法上から言えばそういうことでは、県なんか耐用年数がきたから、何かつくりかえるというのが多いですがね。すると矛盾していることになりませんか。

○相葉工務課長　例えば私どもの機械装置で言いますと、日ごろからいろんな点検とか兆候でわかるものはあるんですが、ある程度の耐用年数を過ぎましてから重点的にいろいろ兆候を見るというのがございます。ただし、いろんな劣化の状況が見抜けなくて、先ほど御質問にもあ

りましたように、重大な故障が起きた場合に、重大な支障が出てくるものもございませう。そういった兆候がつかめないものに関しましては、一応法定耐用年数とか、うちで大体1.5倍とかいう考え方も持っておりますけれども、安全度合いを見て取りかえるというような考え方で対応しております。

○中野一則委員　この資金が合わせて106億4,300万あるということですが、もうかるときはどんどんもうかって、万が一に備えて保留金をちゃんとふやすようなことも考えてほしいなと。電気事業に限らず他の事業も含めて、私の言いたいことはそういうことです。

○横田委員長　それでは、その他の報告事項、損益勘定留保資金についての質疑がありましたらどうぞ。

○丸山委員　これは平成21年3月現在なんですけれども、過去5年とかの推移というのがもしわかっているならば、データでもいいですので、後から教えていただければありがたいと思います。今言われてもちょっと書けないものですから、できれば5年ぐらいのデータをいただくとありがたいと思っております。

○横田委員長　あしたでも出ますか、それは。

○橋口総務課長　あした準備します。

○横田委員長　あした提出をよろしく願います。

それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長　それではないようでありますので、以上を持って企業局を終了いたします。執行部の皆様方、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後 2 時38分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あした行いたいと思います。開会時刻は何時ぐらいがよろしいでしょうか。

確かにほかの委員会との関連もあるかもしれませんが、とりあえず1時ということではよろしいですか。それでは、明日は午後1時に開会をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時39分散会

平成21年6月25日（木曜日）

午後1時4分再開

出席委員（8人）

委員	長	横田	照夫
副委員	長	松田	勝則
委員		中村	幸一
委員		丸山	裕次郎
委員		中野	一則
委員		中野	廣明
委員		満行	潤一
委員		新見	昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂元	修一
議事課主査	花畑	修一

○横田委員長 それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第3号、第7号、第13号、第14号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号、第7号、第13号、第14号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決承認

すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 正副委員長一任との御意見がありました。お諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時23分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

7月22日の閉会中の委員会につきましては、教育委員会の開催状況及び教育委員との意見交換等の内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それではそのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月19日から21日にかけて、先ほどの協議内容などについて実施するこ

ととし、詳細については、正副委員長に御一任
いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それではそのようにいたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日
御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたし
ます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、以上で委員
会を終了いたします。

午後1時24分閉会